

平成 28 年 9 月

江南市議会建設産業委員会会議録

9 月 15 日

江南市議会建設産業委員会会議録

平成28年9月15日〔木曜日〕午前10時00分開議

議 題

議案第96号 平成27年度江南市一般会計歳入歳出決算認定について

のうち

生活産業部

都市整備部

の所管に属する歳入歳出

水道部

の所管に属する歳出

議案第99号 平成27年度江南市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第100号 平成27年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第103号 平成27年度江南市水道事業会計利益の処分及び決算認定について

行政視察について

常任委員会の研修会について

市民と議会との意見交換会について

出席委員（7名）

委員長 稲山明敏君

副委員長 尾関昭君

委員 東義喜君

委員 古田みちよ君

委員 福田三千男君

委員 牧野圭佑君

委員 藤岡和俊君

欠席委員（0名）

委員外議員（0名）

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

主 査 長谷川 崇君

主 事 徳永真明君

説明のため出席した者の職、氏名

生活産業部長 武 田 篤 司 君

都市整備部長 鈴 木 慎 也 君

水道部長兼水道事業水道部長 鵜 飼 俊 彦 君

市民サービス課長 山 田 順 一 君

市民サービス課主幹 今 枝 一 也 君

商工観光課長 石 坂 育 己 君

商工観光課主査 長谷川 悟 君

農政課長 大 岩 直 文 君

環境課長 石 川 晶 崇 君

環境課主幹 相 京 政 樹 君

環境課副主幹 青 山 守 君

環境課副主幹兼環境課環境事業センター所長

牛 尾 和 司 君

環境課主査 青 山 裕 泰 君

広域ごみ処理施設建設対策室長 平 野 勝 庸 君

広域ごみ処理施設建設対策室主幹 菱 川 秀 之 君

広域ごみ処理施設建設対策室主査 杉 浦 健 浩 君

尾張北部地域ごみ焼却処理広域化第1小ブロック会議準備室長

阿 部 一 郎 君

尾張北部地域ごみ焼却処理広域化第1小ブロック会議準備室副主幹

山 内 進 治 君

まちづくり課長	野 田 憲 一 君
まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長	
	堀 尾 道 正 君
まちづくり課主幹	米 田 直 人 君
まちづくり課副主幹	川 瀬 正 士 君
まちづくり課副主幹	影 山 壮 司 君
まちづくり課副主幹	小 池 浩 司 君
まちづくり課主査	鈴 木 勉 君
まちづくり課主査	加 藤 考 訓 君
土木課長	馬 場 智 紀 君
土木課主幹	伊 藤 達 也 君
土木課副主幹	吉 本 晴 永 君
土木課副主幹	酒 匂 智 宏 君
土木課主査	山 本 健太郎 君
建築課長	沢 田 富美夫 君
建築課主幹	可 児 孝 之 君
建築課主査	源 内 隆 哲 君
水道部下水道課長	小 林 悟 司 君
水道部下水道課主幹	夫 馬 靖 幸 君
水道部下水道課主査	瀬 川 悠 子 君
水道部下水道課主査	柴 垣 伸 道 君
水道事業水道部水道課長	郷 原 実智雄 君
水道事業水道部水道課主幹	高 田 昌 和 君
水道事業水道部水道課副主幹	岡 久 雄 君
水道事業水道部水道課主査	今 枝 寛 君
水道事業水道部水道課主査	磯 部 将 人 君

行政経営課主幹

平 松 幸 夫 君

- 委員長 　では、皆さんおそろいですので、昨日に引き続き、建設産業委員会を開きます。
-

議案第96号 平成27年度江南市一般会計歳入歳出決算認定について

のうち

生活産業部

都市整備部

の所管に属する歳入歳出

水道部

の所管に属する歳出

- 委員長 　まず、昨日の市民サービス課への質疑で、答弁保留となっている部分がありますので、当局からの答弁を求めます。
- 市民サービス課長 　委員会の貴重なお時間をいただき、ありがとうございます。

昨日、議案第96号、市民サービス課の決算認定の中で、答弁ができないものにつきましてお答えをさせていただきます。

藤岡委員から、主要施策の成果報告書98ページ下段、バス関連事業のうち、活動指標の最上段にございます愛知県バス対策協議会会議のうち、実績値・目標値ともにゼロと評価されていることについて御質問をいただきました。

その後、調査しましたところ、この会議は愛知県が主体となり、乗り合いバスの生活交通の確保することなどについて協議を行う場として、会議自体は現在も継続されております。また、参加者の選定等につきましても、同様に県が主体となっております。江南市も乗り合いバスの補助継続等について賛同するため、会議に出席した経緯がございました。しかしながら、現在は補助がなくなったこと、また愛知県からの参加要請もないことから、こうした成果報告となったものでございます。

したがいまして、まことに申しわけございませんが、次回の活動指標から

除くこととさせていただきますようお願いいたします。

次に、東委員から、同報告書51ページ中段、市民の足の確保のうち、成果の状況の上段にございます誰もが公共交通により市内の必要な場所に行くことができ、便利に暮らしていると感じる市民の割合の実績値の途中経過について御質問をいただきました。こちらにつきましても、調査しました結果を御報告させていただきます。

調査は平成22年及び平成25年に行われておりまして、実績値は、平成22年が24.6%、平成25年が26.9%でございました。

答弁がおくれまして、まことに申しわけありません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 ただいま当局から説明がありましたが、この件について質疑等はございませんか。

皆様よろしかったですか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、次に環境課について審査します。

当局より補足説明がありましたら、お願いします。

○環境課長 それでは、環境課の決算につきまして御説明させていただきます。

まず、歳入でございます。

決算書の64ページ、65ページをお願いいたします。

64ページ、65ページ中段になりますが、12款1項3目衛生使用料、1節清掃使用料でございます。

はねていただきまして、68ページ、69ページをお願いいたします。

中段になりますが、12款2項3目衛生手数料、2節清掃手数料でございます。

はねていただきまして、74ページ、75ページをお願いいたします。

中段になります。

13款4項3目衛生費交付金、2節清掃費交付金でございます。

はねていただきまして、78ページ、79ページをお願いいたします。

上段になりますが、14款2項3目衛生費県補助金、1節保健衛生費補助金、

備考欄の環境課分でございます。

その下、同じく2節清掃費補助金でございます。

はねていただきまして、80ページ、81ページをお願いいたします。

中段になりますが、14款3項3目衛生費委託金、1節保健衛生費委託金でございます。

同じページの下段になりますが、14款4項2目衛生費交付金、1節保健衛生費交付金、備考欄の環境課分でございます。

はねていただきまして、88ページ、89ページをお願いいたします。

上段になりますが、19款5項2目雑入、8節可燃ごみ指定袋売捌代金でございます。

その下、同じく12節雑入、備考欄の下段でございます環境課分でございます。

続きまして、歳出をお願いいたします。

230ページ、231ページをお願いいたします。

230ページ、231ページの下段、4款1項2目環境保全費で、234ページ、235ページの上段まででございます。

同じページの中段、4款2項1目清掃費で、244ページ、245ページの中段まででございます。以上でございます。

補足説明はございません。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○東委員　　どういう関係なのかということだけのことなんですけど、入のほうで、89ページで下段のほうですね。雑入で下のほうの環境課の幾つかあるんですよね、コピー等実費徴収金から始まって廃食用油の売り払いだとか。資源ごみの売り払い収入が2,392万4,000円というふうになるんですけど、それでこれに関係して清掃費の関係で239ページで一番上段から分別ごみの収集運搬事業があって、ここで13節の委託料でごみ処理の幾つかの資源ごみの収集委託をやっていただいておりますけど、今回、入のほうの資源ごみの売り払い収入の見方ですけど、たまたま予算との比較をしておったんですけど、予算では3,200万円ぐらい見込んであると見ておったんですけど。そ

れで原因といひましようか、何が理由かなという気がするわけですけど。収集のほうを見ると、特別に収集委託料が減っておるわけでもないし、それからごみの収集量も、量的には減っておるか減ってないかよくわからないんですよね。その辺で、この資源ごみ売り払い収入が予算よりも少し少な目だなと思ったところの、その辺の原因とか理由がもし何かあればと思ってお聞きしたんですけど。

○環境課長　　まず、こちらの収入のほうでございませけれども、こちらのほうは収集量が若干減ったということと売り払いの単価が下がっていることが、収入が少なくなっている原因かというふうに考えております。

○東委員　　もし数字でわかればですけど。例えば収集量の減少が、これはどこかに出てきますかね。このあれですかね。主要施策の111ページに、事業実績として資源ごみ収集状況というのがありますよね。これは平成27年度分が出ておるわけですけど、例えば平成26年と比較してここは減っておるだとか、あるいは今の各単価が減少傾向にあるかとかいうのは今の理由のようですけど、たまたま平成26年のあれを見ればいいんでしょうけど、概略でぱっとわかれば、例えば収集量でどのぐらい減っておるかとか、あるいは単価がどの部分で安くなっておるかというのは、わかればお聞きしておきたいんです。

○環境課長　　主要施策の111ページのほうで、まず収集量で御説明させていただきます。

収集量、こちらの事業実績の中の表で合計欄でまず申し上げますと、平成27年度の実績で5,029トンございませが、これは平成26年度の実績でいきますと5,089トンございませました。こちら、収集量が大きく下がった要因としましては、一番左のほうにございませ紙類の合計が1,122トンございませが、これが平成26年度の段階で1,304トンございませました。大きく下がったものとしては、紙類が大きいかと思っております。

なお、単価のほうでございませけれども、紙類に関しましては、平成26年度単価は14.1円から19円の間で推移しております。平成27年度は15.2円から20.2円ということで、紙類に関しては若干単価は上がっておるんですけども、ただ鉄類でございませが、平成26年度、7円から16円で売りさばいてお

ったものが平成27年度は2円から11円ということで大きく下がっております。こちらは缶類に関しても、平成26年度、16円から52円だったものが5円から30円というふうに大きく単価が下がっておるものがございます。

あと、小型家電に関しましても、16円程度から3.2円というふうに大きく下がったものもございますので、そうしたことからトータルの金額として下がったものというふうに考えております。

○東委員 ありがとうございます。

今の特に紙類が特徴的には大きいんじゃないかという話があったけど、その辺の理由は何でしょう。例えば、今、出せる先がいっぱいあるということだとか、よく町なかでも見かけますよね。自分で持っていけるところがたくさんあったりとか、あるいは私が自分でいけば、地域の新聞店の方たちが新聞などを回収に来てくれたりすることもあるんですけどね。

市が委託しておる収集の関係で、その辺で扱う量そのものがもし減ってきた場合に、委託料そのものは、その辺のところはどうなんですか。実際には量が減ったとしても回ることは回らないかんし、回収には行かないかんわけだから、ステーションには。そういう点ではごみの量が減ったとしても、収集委託そのものには余り反映しないというのが実態でしょうかね、ここから見ると。

もう1つ、ここでお聞きしたかったのは、今の111ページの実施状況の中に資源ごみの収集状況というのが書いてあるんですけど、これはステーションに出てくるものだけなのか、例えば旧清掃事務所で週2回、この中には余りないんですけど、ここには紙類だとかそういうものだから、廃プラは入ってないですけどね、この中には。廃プラとか、いわゆる容器包装は。この中にね。111ページの中に。

○環境課長 表の右側に。

○東委員 右側にありますね。容器包装がありますね。この中に旧清掃事務所で収集される量は入っておるんでしょうか。

○環境課長 こちらのほう、数量のほうに含まれております。

○東委員 パーセントでわかればどんなものですか。何割ぐらいあるんでしょうかね、旧清掃事務所のものというのは、余りないか。そういうのはわか

らんか。

- 環境課長 合算した数字としてやっておりますので、残念ながらパーセントとしては出ておりません。
- 東委員 今度、来年度ですね、例の和田の事務所のほうで資源ごみの受け入れ場所が確保されるもんだから、その辺のところでもたふえてくるのかなという気がするんですけど。わかりました。
- 委員長 ほかにありますか。
- 福田委員 決算書の237ページの上段に出てきます生ごみ処理機設置補助事業というのがあるんですけど、99万3,050円、これはたしか3種類ぐらいの補助対象になっていると思うんですけど、何と何と何だったかということと、平成26年度の決算を見てみたんですけど、平成27年度と比べると15万6,000円ぐらい減っているんですよ。その理由ということをまず聞きしたいと思います。
- 環境課長 こちらの生ごみ処理機設置費補助事業でございますけど、補助の対象としておりますのは、電動の生ごみ処理機、そしてコンポスト、そして密封発酵容器という小さい容器ですけれども、こちらのほうを対象としております。
事業費の減少でございますけれども、補助したものの推移でいきますと、電動生ごみ処理機、こちらのほうが平成26年度は26基出たものが、平成27年度は21基というふうに減少しております。コンポストに関しましては、平成26年、平成27年ともに39基補助させていただいております。密封発酵容器に関しましては、平成26年度が20基、平成27年度は38基となっておりますが、電動生ごみ処理機に対する補助の金額が高いため、こちらの基数の減少が決算のほうに反映されたものというふうに考えております。
- 福田委員 関連ですけど、平成28年度予算では、40、45、40という補助対象に、基数ですか、個数になっておりますけれども、それで予算が187万円という平成27年度の決算の倍になっているんですけど、これはこういった生ごみ処理機の補助台数を増加して減量に努めるというような考えのもとでなっているかどうか。予算まで言っちゃいましたので趣旨が違うと思うんですけど、参考までに教えてください。

- 環境課長　こちらのほうですけれども、補助のほうは広報等で周知はさせていただいております。こういった生ごみ処理についてですけど、周知・啓発させていただいて、多くの方に利用していただきたいというふうには考えて、予算のほうを確保させていただいております。
- 福田委員　それから、家庭用の生ごみ処理機というのは、かなり前から補助金を出して設置していただいているんですけど、耐用年数というのがあるわね、多分。電動処理機。その補助金を出したものに対しての追加調査というか、どの程度使っていてくれるかというような調査をしたことがあるかどうかお尋ねしたい。
- 環境課長　補助の対象としましては、一度御購入いただくと、5年間は補助の対象とはしてないというふうにはさせていただいております。その中で、例えば買いかえの方に対してどの程度使っていたかという調査は、昨年から少しアンケートという形で買いかえの方に対して聞き取りを始めておりますので、残念ながら今の時点では実績としては把握はしておりません。
- 福田委員　それで対象機ですけど、家庭用の処理機に対して補助金が出ているわけですね。上限が幾らということに、金額に対して。アンケートなんかをとって、メーカーとかそういうのを、補助金を受けた人が、どこのメーカーの生ごみ処理機を使っているかというようなことは調べてない。
- 環境課長　買いかえについて過去の利用の状況はお聞きするようにはしておりますが、どこのメーカーを使用していたかとか、そういったものは調査の対象とはしておりません。
- 福田委員　私のところも使用しておるんですけど、かなり古くから。各個人によってメーカーは選ぶ権利があるからしようがないと思うんだけど、かなりメーカーによって違うということを、ほかの利用している人からも聞いていますし、自分自身もそう感じていますので、個人の自由というか、メーカーによって金額が定価よりかもっと安く入るということもあるかと思いますが、その辺のところをもう少し把握されたほうが僕はいいと思うんです。
- 環境課長　申請の段階で、こういったメーカーを使う予定かというのはあるのですけれども、ただこういったメーカーが多いかというのを行政側から御紹介するのは、少し難しいのかなと考えております。

- 福田委員 先ほど、補助金を出して5年間は補助を出さないということをおっしゃったんですけど、今までどのぐらい使っているかということの調査というのは、先ほどおっしゃったかね。聞き漏らしたかもわからない。
- 環境課長 調査に関しましては、昨年度から少しアンケートをとらせていただいて、その中で過去、買いかえのときにどのくらい使用していたかとか、そのあたりを少し聞くような形をとらせていただいております。
- 古田委員 243ページの下に浄化槽設置整備事業補助金1,043万5,560円とありまして、主要施策のほうの112ページに内容が載っております。5人槽が44万4,000円で載っております、6人槽から7人槽が41万6,000円、それから8人槽から10人槽は57万6,000円、撤去分9万円出しているんですけども、合計で5人槽から10人槽まで19基の中で、単独から合併に転換したもの、それからくみ取りから合併に転換したもの、わかりますでしょうか。
- 環境課長 単独浄化槽から合併浄化槽に転換されたものが11基、くみ取り便槽から合併浄化槽に転換されたものが8基でございます。
- 古田委員 そういった中で、単独から合併のほうに転換された中で、雨水に転用されたもの。
- 環境課長 11基単独から合併に転換された後、雨水に転換された方は1件でございます。
- 古田委員 それから、今後の方向性の課題と対応策のほうに書かれてあるんですけども、現在の合併浄化槽、単独、くみ取りの基数。
- 環境課長 平成27年度末で、合併処理浄化槽ですが、こちらは7,215基、単独浄化槽が8,921基、くみ取り便槽に関しましては1,102基というふうに把握しております。
- 古田委員 平成27年度末を教えてくださいんですけど、その1年前はわかりますか。
- 環境課長 平成26年度末でございますが、合併処理浄化槽が6,921基、単独浄化槽が9,053基、くみ取り便槽は1,892基というふうに把握しております。
- 古田委員 そうすると、合併はふえてきて、単独とくみ取りが減ってきているのは、これは環境課が頑張ったというより、下水が整備されてきたという認識でよろしいでしょうか。

- 環境課長 環境課の補助としては、確かに件数が少ないということですから、下水道への接続、もしくは補助の対象とならない建てかえ等もあったのかというふうに考えております。
- 古田委員 あと、年間会議を3回やっているということは、どういった会議を開催されているのでしょうか。
- 環境課長 こちらは県が開催しております浄化槽に関する研修会等がございます。
- 古田委員 あと、今後の対応策で、浄化槽台帳を効率的に活用し、PR等普及促進に向けた取り組みを実施していくということで、目標値が25に対して実績値19ですので努力をしていただきたいと思いますが、今後、今までよりもPRを強化していく部分については、どんな強力なPRをされていくつもりですか。
- 環境課長 こちらに関しましては、地区別にいろんな回覧文章を配布させていただいたり、あるいはし尿くみ取りですとか浄化槽点検の業者を通じまして、単独、あるいはくみ取りの方に対して個別での、そういった業者からのチラシ配布等をさせていただく予定をしております。
- 古田委員 浄化槽が設置されて一番大切なことは、点検をきちんとやっていくということが、合併浄化槽は割にやられていると思いますけど、単独についてはくみ取りだけのところもありますので、それもあわせて、点検業者に依頼される場合は、きちんとした点検をやっていただくように、それも強力にお願いしていただきたいと思います。よろしく申し上げます。いかがですか。
- 環境課長 点検についても、周知・啓発に努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。
- 牧野委員 関連で、今の浄化槽の設置なんですが、大きなデータが63ページの成果報告書に出ておるんですが、成果の状況の一番下ですけれども、合併浄化槽設置数というのが基準値が4,200、平成18年度からですね、目標値があって、実績値が超えていると。今、浄化槽にかえた19基以外に、多分、新築とか改築でこういうふうにかえられたと思うんですけど、この数字だけ見ていると、よくわからないんです。7,200が7,215になったと。

今、古田さんがお聞きになったんだけど、実際に合併浄化槽が少しずつふえていって、単独も少しずつふえていって、くみ取りが大幅に減ってきていて非常にいいことなんですけど、江南市が平成37年度に95%の汚水処理人口普及率を目指していますので、市街化調整区域の中にある単独処理だとか、くみ取り便槽の、要するに合併浄化槽化というような目標値をある程度決めて、平成37年度までに市街化区域のある程度の下水完備、調整区域の下水完備を含めて、なおかつ調整区域の合併処理浄化槽を何基に持っていくかというような目標というのをそこに定めて、データ化して、どこまで達成したかというような、わかるような表にさせていただきますと、合併処理浄化槽の設置数の目標対現実の対比というのがわかりやすいので、そういうふうに直していただきますことはできませんか、今後のこと。

○生活産業部長　　今、御提案がありました調整区域とかの合併の話ですけど、現段階では、いろいろと本会議でも御質問いただいています、公共下水道で整備していくという今の計画もあって、現段階では市街化区域を今中心に進めているということですが、例の10年概成の話もありますので、その辺の状況を見て今後どうしていくかということはしっかりと検討していきたいと思っておりますので、そういったときには、今お話があったようなことも少し考えていかないかなと思っておりますけど、現段階では今は計画に沿って進めるということによってやっております、決してそういう考え方がないわけではありませんが、今の段階で、まだそういったものをお示しするというのはなかなか難しいものですから、全体の汚水処理を考えていく中で、今、御提案があったことも一つの考えとして見ていかないかなということは思っておりますが、まだ今の段階でそれをお示しするというのはなかなかと難しい状況だと思います。

○牧野委員　　でも、いずれかの段階では、わかりやすいデータがあると目標値が定まりますのでぜひ検討いただきたいということと、去年に比べ、多分、274基合併処理浄化槽がふえているんじゃないかと思うんですが、その内訳といいたいでしょうか、調整区域と、市街化区域と、それから新築と、先ほどの19基の改築と、そんなような何基ふえて、それがどういう状況でふえているかということは、データが入れられませんか。

○環境課長　　まず、市街化区域と市街化調整区域という形での把握のほうは
させていただいております。

新築と転換ということでございますけれども、転換という形……。

○牧野委員　　補助基数ではわかるけど。

○環境課長　　補助基数としましては先ほどの19基という形になりますので、
それ以外に関しましては、建てかえ等と新築という区別は、こちらでは把握
することができないものですから、新築によって設置されたのか、建てかえ
は補助の対象ではないという形がありますので、建てかえに伴って単独から
合併にかえられた方もありますので、新築なのか、結果転換としての建てか
えになった方という把握は、残念ながらできないということになります。

○牧野委員　　できないということは、課にまたがることかもしれませんが、
できる範囲で、わかりました。今の新築と改築は区別できないかもしれませ
んが。

このデータだけだと、1年間で幾つふえたかがわからないものですから、
去年が何基で、ことしが何基ふえてこうなったというようなことですよ、
それでその内訳が、地域がどこかということぐらいを、ちょっとコメントか
何かを加えてもらおうと、このデータの見方が非常にわかるんですが、私は将
来計画に向けて、10カ年計画で何基ふやすんだという目標の中でふやしてい
くべきだと思うんだけど、それは部長さんが今の段階では難しいと。

じゃあ、現段階で何基ふえて、それがどの地域で、それがどうなのかとい
うようなコメントぐらい入れるか分類を入れておいてもらおうと非常にわかり
やすいし、努力目標も出ると思うんですが。

この目標値の設定の仕方が、意味がわからないということを僕は言ってい
るの。ことし500基ふやすのか600基ふやすか、目標値の設定から言っている
んです。

○生活産業部長　　今、課長からも少し答弁させていただいたんですが、補助
のほうの基数というのは、うちのほうで目標を立てて今進めているんですけ
れども、新築・改築の場合につきまして、市のほうでどれだけふやすという
話が、なかなか目標を立てづらいというところがありまして、基数のほうは
県からの報告とかで把握はできるんですけど、どれだけふやすかということ

を市のほうで設定するというのは、特に新築・改築に伴うものについては、なかなか難しいというのが現状でございます。

○牧野委員　理屈はそうですね。でも確かに、くどいですけど、単独浄化槽は減っているけれども、まだ6,900残っておりますね。

[発言する者あり]

○牧野委員　ごめん、8,912残っていますね。そんなことを含めて、ある程度の思いというものを加えたいと。繰り返しますが、このデータが見にくいので、何基ふえてどういうことかだけは加えてください。どうですか。

○東委員　環境をよくしていくという建前だもんで、目標を持ってどれだけふやそうかというのは必要なことだと思う。

○牧野委員　僕は目標値があってもいいと思う。

○環境課長　先ほど御質問いただきました実績値、どれだけ増加したか等に関しましては、この表現の仕方等については少し検討させていただきたいと思っております。

○牧野委員　ぜひ見やすく。

○委員長　よろしく申し上げます。

○藤岡委員　成果報告書109ページの地球温暖化防止の太陽光、185名で途中で申請多数により受け付けが終了してしまったということですね。申請できなかった方は、もちろんつけるのをやめたじゃなくて、多分100%自費でつけられたのかなあという気もするんですが、例えばこういった場合に、申請者が多数出るので補正で少しまた補助金を上乘せするとか、そういったことは考えないんですか。

○環境課長　現在のところ、予算の範囲内で補助をさせていただいておることになっております。平成27年度、受け付けが最後に終了しましたのが12月の時点になりますので、なかなかそういったことも少し難しいのかなというふうに考えておりますので、予算の範囲で補助をさせていただいておることということで、よろしく願いいたします。

○藤岡委員　今年度は、12月ということはまだわからないと。一番下のところに、その他の地球温暖化、これ防止だと思うんですけど、地球温暖化防止設備を補助の対象とするという、地球温暖化施設をつくってはいけないの

で、防止設備を補助の対象としていくということこれから考えていくということですかね、風力発電とかそういうの。

○環境課長　こちらのほうですけど、済みません、文言は温暖化防止設備ですので、大変申しわけございませんでした。

こちらのその他の設備を補助対象とすると。これは、今までは太陽光パネルに対してのみの補助をさせていただいておりますが、平成28年度からは蓄電池及び太陽光パネルと家庭内の消費電力等を管理する、いわゆるヘムスと言われるシステム、こちらのほうも補助対象とさせていただいております。

○尾関（昭）委員　1つ教えてください。小・中学校のPTAで資源ごみ回収をすると市から助成を出していると思うんですけど、それというのはどここの歳出になるんでしょうか。

○環境課長　決算書のほうで237ページをお願いいたします。237ページ中段、上から4つ目、資源ごみ回収関係助成事業の中の19節負担金、補助金及び交付金の中の資源ごみ回収団体助成金、こちらになります。

○尾関（昭）委員　これが15の小・中学校。

○環境課長　小・中学校といますか、実際、資源ごみ回収をしていただいております子ども会ですとかPTA、あるいは老人会等の資源回収に対して助成させていただいております。

○牧野委員　決算書の245ページ、ごみ処理広域化事業につきまして、成果報告書の71ページと114ページに課題が書いてあるんですが、1点のみ。北浦一帯一括買い上げということ……。

○委員長　これは違う。次。

○牧野委員　じゃあ、済みません。これは次に聞きます。

○福田委員　今の資源ごみの団体助成金の下側にあるんですけど、分別協力金というのがあるんですけど、一般質問の中でも出てきましたけど、この分別というのは各区に分別をさせていただいて補助金を補助しているわけですけど、これは各区、分別する箇所、例えば区が大きいところは何カ所かある。その数によって1カ所当たり幾らというような形で補助を出しているのかね。

○環境課長　こちらは資源ごみステーションの数ではなく、それぞれの区、あるいは町に対して、1地区幾らプラス世帯数に応じてお支払いをしております。

ます。

○福田委員 ステーションの数じゃなくて、世帯数で補助金を出している。

○環境課長 まず、一律1地区当たり6,000円プラス180円掛ける世帯数という形で、それぞれの区、あるいは町に対してお支払いをしておるものでございます。

○福田委員 ステーションを増設したいというような場合は、今、ステーションを設定しているのは世帯数で1カ所というような分け方をしている。

○環境課長 ステーションの設置に関しましては、世帯数ではなくて、それぞれ区の御事情等に応じて、区の中で1カ所であったり複数カ所設置されているところがございます。

○福田委員 区から要望があれば、今、1カ所のところから3カ所とか4カ所をステーションとして設置はできる。

○環境課長 当然、設置する場所と、あと収集のこともございますので、そのあたりは区のほうと協議をさせていただきたいというふうには考えております。

○福田委員 区が要望すれば、区の要望に沿ってやってくれるわけね。

○環境課長 ある程度御要望をお聞きした上で、御相談の上でという形にはなるかとは思いますが。

○委員長 それでは、質疑も尽きたようでありますので、続いて広域ごみ処理施設建設対策室について審査をします。

 それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○広域ごみ処理施設建設対策室長 それでは、広域ごみ処理施設建設対策室の決算につきまして御説明させていただきます。

 まず、歳入についてはございません。

 歳出について御説明を申し上げます。

 244ページ、245ページをお願いいたします。

 244ページ、245ページの中段、4款2項2目広域ごみ処理施設建設対策費から、はねていただきまして、246ページ、247ページの上段まででございます。

 補足説明はございません。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○牧野委員　　成果報告書の、先ほど言いましたけれども、確認だけです。71ページと114ページで、課題がちょっとひっかかっているんで、確認というのか状況だけ確認したいんですが、どちらの文章を読んでもいいんですが、71ページの下の記事ですけれども、敷地内部と外部の両方に土地を所有する地権者があり、一括して買い上げないと地権者の理解が得られにくいことも考えられるということになってはいるんですが、この前、地元へ聞きに行ったら、北浦と川端は一体だと物すごいことを言う人が出てきて、おじいちゃんが、よく言うなと思いましたが、多分あの人が両方持っているのかなあとは思いましたが、こういうことをしようと思うと、江南市が単独でそこは買わないと建たないものなのか、そこは買わなくても建つような、敷地が確保できるものなのか、状況と方向性だけ聞いておきたいんですが。

○広域ごみ処理施設建設対策室長　　これまで地元説明会等々の中で、先日の意見交換会でも、今、牧野委員さんからお話がありましたように、北浦一括買い上げの要望、また中には先日の意見交換会でお話ございましたように、北浦だけではなく堤防の北側の川端の要望の声もございますけれども、まず北浦のお話としましては、こちらにも掲載させていただいていますように、現在、第1小ブロック会議のほうで、その活用の有無につきまして御検討をいただいている状況でございますので、よろしく願いいたします。

ただし、川端に関しましては、当方としても、これまで資料等で活用をしていくというようなことは申し上げてきた経緯等はございません。そういったことも含めまして、今後、お地元の意見も踏まえつつ、江南市としての方向性をということになると非常に厳しいものもございますけれども、私どもだけでは判断することもできないものですから、またしっかりとお地元のお気持ちを聞いて、議会のほうにも御相談をさせていただきながら検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○牧野委員　　大変難しい交渉だと思いますが、ぜひ頑張ってくださいますようによろしく願いいたします。以上です。

○委員長　　ほかに。

○東委員　　今、話が出たので、ちょっと追加して2点ほど。

　　今、川端の例が出ましたけど、もともと地域の皆さんの同意を得るためにアンケートがやられて、大分前ですけどね。アンケートの中に、あれはいろいろ条件付きの賛成というのがあったわけですけど、アンケートの中に川端も一括購入というような、そういう条件の要望というのがあったんでしょうか。

○広域ごみ処理施設建設対策室長　　アンケートをとられたのは、まず各お地元でございます。この条件つき賛同の条件というのは、例えば安心・安全な施設をつくるだとか、地域振興策についてしっかりと検討していくというような、ある意味抽象的な条件でございました。ただ、今、東委員さんがおっしゃられましたように、アンケートの中に自由意見を書く欄がございまして、これは条件とは違いますが、その自由意見の中には、当然、こちらで答えられないような意見も、いろんなことを皆さん書かれたということはございましたが、そういった状況です。

○東委員　　私が質問したのは、別にいろんなことがあったのはいいんですよ。自由意見の中でもいいんですけど、川端というのがあったんですかと聞いたんです。

○広域ごみ処理施設建設対策室長　　確かに本当に数件、1件か2件かちょっとそこまで記憶にはございませんけれども、ございました。

○東委員　　あと、今の114ページの、よくわからなんですけど、成果で決算状況でここに出ていまして、執行率は53%という形、それから地元及び地権者説明会というのが、目標値を14回設定してあるんですけど、実際にゼロだったというふうに書いてあるんですけど、平成27年度って別にやってないわけじゃないような気もしたんですけど、何でこれはゼロなのかなど。

○広域ごみ処理施設建設対策室長　　地元への説明会というのは、第1小ブロック会議主催で、4首長が入りまして地元の役員の方との意見の交換の場というのは、江南市と扶桑町の地元6地区の役員の方を対象に2回、扶桑町の山名3郷の方を対象に1回、合計3回開催されております。あと、これとは別に、地元の説明会ということではないですけども、役員との打ち合わせということで、市長さん参加のもと江南市では3回、また扶桑町は江南市長

と扶桑町長さんの参加のもとで、これも同じく3回、打ち合わせの場が持たれておるところでございます。

○東委員　　今の説明とよくかみ合わなかったので申しわけないんだけど、皆さんは広域ごみ対策室だから、そことして組んである予算というのは、ある意味では江南市だけがやる地元との地権者を対象とした説明会だから、やってないという意味なのか。それで、ブロック会議のほうではやったけどという意味なんですか、これは。

○広域ごみ処理施設建設対策室長　　ここの地元説明会というのは、あくまで地域の方を対象にした回数をこれまでも掲載してきたところでございます。目標値に関しても、また同様でございます。ですので、役員を対象にしたものといいますと、こちらのほうには掲載をこれまでもしていないということでございます。

○東委員　　そうすると、本来思いとしては、14回計画をしたということは、役員さんだけではなくて、ちゃんと6地区の全員の方というか、地元を対象にした説明会というのを江南市としてやるつもりであった、平成27年度。それは一切なかったのかね。

○広域ごみ処理施設建設対策室長　　江南市の地元3地区におきましては、既に同意が得られておったところでございます。それで、お地元からも特にそういった説明会の御要望ということはございませんでした。一方、山名3郷につきましては、特に反対の意見の強い小淵区については、こちらから何度も入らせてほしいというお話を申し上げてきたところでございますけれども、結果として入れずにいたと。そういった中で、4首長がそろった形であればということで、第1小ブロックが主催となって3回昨年度行ったと、こういう結果となっております。

○東委員　　決算書の245ページの部分で、これは前後するからこういうことが起こるのかなという気がするんですけど、一番上段に4款2項1目から86万6,000円流用増とあるじゃないですか、対策室のね。不用額としてはそれなりきに、これは最終しか出てないので不用額はわからんですけど、この対策室としてあえて流用増をしなくてならない事業というのは、委託料になるんですかね。よくわからるので、その辺を確認したいんですけど。

○広域ごみ処理施設建設対策室長　　今、東委員さんがおっしゃられましたように、環境課より86万6,000円流用増をしております。結果といたしまして、対策室の事務的経費を合計いたしますと86万6,000円以上不用額が残っておりますような状況ではございますが、まずこの流用した時点では不用額が見込めなかったということで、環境課より流用をしております。流用先でございますけれども、今、東委員さんがおっしゃられましたように、この委託料ですね、江南市が行政内部で行いました候補地選定に関して、外部に検証をお願いしたということの委託料でございます。

○東委員　　江南市の5地区か。4地区か。5地区かな。

○広域ごみ処理施設建設対策室長　　候補地。

○東委員　　候補地。だって、選定の結果の検証でしょう。だから、般若、宮田、小折と曾本……。

〔「五明」と呼ぶ者あり〕

○東委員　　五明、5カ所だな。5カ所の検証のやつだね。時期的には、この検証のための委託料は、そうすると補正を組むような、間に合わなかったということが一つはあるんですけどかね。何か時期的には、そういうことなんだろうかね。今ごろ聞いておって申しわけないんだけど。

○広域ごみ処理施設建設対策室長　　この契約については、7月17日に行っております。この内容につきましては、これまで市議会の全員協議会において、例えば7月9日に全員協議会のほうへ検証業務を行う予定であることを御説明させていただいております。また、8月19日の全員協議会では、7月17日に先ほどの契約をしたことを御報告させていただいております。また、10月30日の全員協議会においては、この検証業務の概要版を使いまして詳細について御説明をさせていただいております。

○東委員　　我々もこの成果本は、基本的に説明を受けましたときにももらった覚えがあつて、あのとき余りその覚えがなかったんですけど、時系列からいくと、本来なら業務として必要な仕事が起こった場合に、例えば6月の補正、6月議会には間に合わないような時期だったんですかね。

○広域ごみ処理施設建設対策室長　　小淵区から強く要望が出てきたのが、澤田市長さんが就任されて、ぜひお地元に入って説明をしっかりとさせていただ

きたいというお話をさせていただきました。そういった中で、説明に入るための条件といたしまして、その後のやりとりの中で、いろいろございましたけれども、最大の支障となっていたものが、この外部評価をしていないということに対する御要望ということでございましたので、今おっしゃいました6月補正には、提出時期等考えますと間に合わなかったということでございます。

○東委員　よくある手は、後から予算を組んで流用戻しとかあったりしますが、ただ一切それは抜きで、環境課のほうからの流用となっていますけど。一般的に委託をするために、候補地の選定の業務を議会のときに、余り覚えてないんですけど、この内容は覚えておるんですけどね。実際、選定業務をやるというときにどういう形でやるかというのは、あのときそういう説明を受けたんでしたかね。例えば、予算的にはないわけだから流用したよとか、もともと組んでないからやるとか、そういう説明のもとに全員協議会なんかで報告されたんでしたっけ。

○広域ごみ処理施設建設対策室長　予算の内容、流用、補正、そういったお話まではしておりません。

○東委員　一般的には必要な場合ならやるし、予算を組んであればいいけど組んでないしということで、結果的に金が足らなんだということだもんね。結果的にはあるんだよ、あるというか残るわけだけど。そうか、そのときになかったんだね、あのときにそういう説明は一切。説明抜きでばたばたとやってしまったというやつか。

○広域ごみ処理施設建設対策室長　議会との申し合わせの中で、政策的な経費ではなく事務的な事業に関しては、100万円までのものについては流用で対応ができるということを確認して実施させていただいております。

○東委員　ただ、一般的には金額が多い少ないもあたりするんですけど、よく親切に報告していただくことはあったんですけど、わかりました。なかったと。

○委員長　この程度でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて都市整備部まちづくり

課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○まちづくり課長　まちづくり課の所管しております一般会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

初めに、歳入から説明します。

平成27年度江南市一般会計歳入歳出決算事項別明細書の64ページ、65ページ上段の12款1項2目2節児童福祉使用料は、備考欄、まちづくり課分でございます。

その下、最下段から66ページ、67ページの上段にかけての12款1項5目3節都市計画使用料は、備考欄、まちづくり課分でございます。

ページはねていただきまして、70ページ、71ページ上段の12款2項5目2節都市計画手数料でございます。

ページはねていただきまして、74ページ、75ページの下段の13款4項4目3節都市計画費交付金でございます。

ページはねていただきまして、82ページ、83ページ上段の14款4項4目1節都市計画費交付金でございます。

その下、同じく14款4項5目1節市町村委譲事務交付金でございます。

同じく15款1項2目1節利子及び配当金は、備考欄、まちづくり課分でございます。

ページはねていただきまして、84ページ、85ページ中段の17款2項1目1節基金繰入金は、備考欄、まちづくり課分でございます。

ページはねていただきまして、90ページ、91ページ中段の19款5項2目12節雑入は、備考欄、まちづくり課分でございます。

ページはねていただきまして、94ページ、95ページ最上段の20款1項4目1節都市計画債でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

214ページ、215ページの下段から216ページ、217ページ上段にかけて、3款2項3目児童遊園費でございます。

ページはねていただきまして、272ページ、273ページの中段の8款4項1目市街地整備費は、280ページ、281ページ最上段まででございます。

その下、8款4項2目公園緑地費は、282ページ、283ページでございます。

以上で、まちづくり課所管の一般会計歳入歳出決算についての説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○藤岡委員　決算書は275ページの江南駅前維持管理事業のあたりですけれども、成果報告書は205ページ。

成果報告書の、単純にまず聞きますけど、江南駅・布袋駅の1日の乗降客数が合計の数が載っているんですけど、それぞれ別にするると何人ぐらいずつになるのかわかりますか。

○まちづくり課長　実績値の3万5,127人の内訳でございますが、江南駅で2万6,606、布袋駅で8,521、合計が3万5,127人でございます。

○藤岡委員　その下のところに、4番の今後の方針のほうですけれども、駅前周辺の交通混雑の緩和とか駅周辺の利便性というので整備というのが書いてあって、これが江南駅前維持管理事業ということになっていると思うんですけども、工事請負費はバス停付近の舗装を直した工事のものでしたかね、これは。中身は何でしたでしょうか。

○まちづくり課長　江南駅前で行った工事といたしましては、江南駅前の駅前広場の中のロータリーでも、バス停付近の舗装が悪くなったことから改修をしております。ただ、成果報告書の4の今後の施策展開の方針ということでございますが、布袋駅も含めて、特に今、布袋駅で集中的に整備を進めておりますので、そちらのほう为主要な内容でございます。

○藤岡委員　ということは、江南駅前周辺付近は、まだ手つかずと言ったらおかしいですけども、今のところ余り市としては計画はないということでしょうか。

○まちづくり課長　以前、江南駅周辺では交通環境改善計画というのを立ち上げておりますけれども、現在、鉄道高架に関連した事業を布袋駅付近で進めておりますので、布袋駅付近での高架事業だとか関連基盤整備事業が一旦めどがつかましたら、こちらの江南駅でもこういった計画を進めていきたいと思っております。

- 委員長　ほかにありますか。
- 牧野委員　同じ成果報告書205ページの、今、人数はわかりました、布袋駅と江南駅の。基準値の平成17年もちょっと教えてほしいんだけど、江南と布袋の。10年間で一旦減って戻ったのかどうなのか、そこら辺を知りたいんですけど。出ませんか、急には。後で結構です。

○委員長　じゃあ後ほどということで。
ほかに。

○福田委員　決算書の279ページの布袋駅エスカレーター設置事業というのが載っているんですけど、きのう視察に行きまして、どこら辺にエスカレーターを設置して、場所も大体わかりましたけれども、平成27年度の決算において462万2,000円というのは何に使われたか。それから、今後、維持管理費を除いて、どれぐらいのエスカレーター設置費が必要になってくるか。

○まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長　平成26年度の負担金といたしまして462万2,400円……。

〔「平成27年度」と呼ぶ者あり〕

○まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長　平成27年度。失礼いたしました。462万2,400円の内容でございます。こちらに関しましては、階段で設計しておりました箇所にエスカレーターを設置することで、高架本体の構造に変更が生じるため、設計を行ったものでございます。

維持管理につきまして、ただいま名鉄と協議している最中ございまして、今のところ考えているのは、まずエスカレーターを動かすための電気料金、あと日々……。

○福田委員　維持管理費は除いて、設置をするのに幾ら。維持管理はいい。

○まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長　失礼いたしました。エスカレーターの債務負担行為といたしまして、総額2億3,000万円を認めていただいておりますので、ただいま申し上げました残りの金額でエスカレーターを設置していく計画でございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長　ほかにありますか。

○東委員　まず最初に、主要施策でいったほうがわかりやすいか、235ページから236ページで鉄道高架の今のが出ておるんですけど、ちょっとつかぬ

ことを伺うんですけれども、きのうの現地説明会を聞いておったときに、説明の方が踏切が7つなくなるのかなと言ったんですかね。あれ7つが正式、7カ所というのか。パンフレットをもらっておるじゃないですか。これを見ておると確かに踏切の数は、南から、名古屋方面から行くと、石仏9号から始まって石仏12号と書いてあるんですよね。ただし、廃止予定というふうにも書き方がしてあるんだけど、最初の石仏9号は廃止予定。それから、一番最後の布袋3号か、これも廃止予定で、このカウントをすると確かに7カ所。ということの7カ所でよろしいの。踏切廃止というのは。それでよろしいか。つかぬことを伺うと言ったけど。

○まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長　踏切の数といたしましては7カ所ということで、よろしく願いいたします。

○東委員　なぜ聞いたかというのと、一番最初、この鉄高をやるときの総額工事費をはじいたときに百八十何億だったかな、あのときに多くはもちろん公共であって、市と県の負担、国が入ってくるんだけど、あとは踏切の除却の数は名鉄が負担だと言っておって、6カ所だったと聞いておったんですよ、あのとき。なぜかというのと……。記憶だよ。あの当時だよ。1,200万円の6掛けるで7,200万円が名古屋鉄道負担だといって我々は聞いておった、自分の記憶はそうだったんですよ。6カ所だなあと思い込んでおったんだけど、説明を聞いたら、きのう7カ所だなあと言うもので、あれっ7カ所が変わったのかなということで確認したかったんです。

○まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長　先ほど申しました7カ所のうちの1カ所が都市計画道路の木賀線につけかわるという位置づけがございまして、その箇所数が1カ所減った6カ所が名鉄の踏切の除却益ということで計算をしております。

○東委員　だから、つけかえという言い方があるという意味でね。もちろんもともと踏切は、江南警察へ抜けていく踏切はもともとあることはあったわけですけど、あそこは新しくつくられてできたか。あそこの新しい道路ができて、あそこの踏切がね。それまでは迂回するような変な形の、今の若宮線のほうへ行くような踏切があったんだね。それを振りかえという意味では、もともと6カ所ということでよろしいんですね。結果的には7カ所なくなる

けどというのは、そういう意味で7カ所なくなるけどと。もともとは、1本はかわるという意味ですね。それで7カ所。わかりました。ありがとうございました。

もう1点。主要施策の、ちょっと前のほうへ戻りますけど、234ページね、ここに絵が出ておるんですけど、施策の。駅東の交通結節点事業ということで、決算書でいくと279ページにあるわけですよ。この中に一環で出てくるわけですけど、279ページの一番最上段の1,900万円ぐらいの数字がここに出てくるわけですけど。

2点ほどですけど、この絵を見ておると、ここはもちろん道路づくりの関係と、周辺整備をやるということで道路整備をやるんですけど、それとあわせて地元要望があるということで、排水設備をきちっとやりたいなというのがもともとあって、その絵がここに描かれておって、広場に、一応これを見る限り、貯留槽が1,630トンのもをつくる計画と、それからあとは物件調査で2件あって、それ以外は設計委託で排水路が、この矢印が一つの概要といたしましょうか、この道路の中にこういう排水路をつくる計画を今回設計したというような内容であるんですけど。

実際、あの当時まだ設計の段階でよくわからなかったんですけど、このエリアで今回の、貯留槽は単純に出ますよね、そのまま1,630トンなんだけど、このエリアで対策量、排水の、どれぐらいを想定して設計をしてあるのかということなんですけど。

それが1つと、どんどん下流へ向かっていくわけですよ、南のほうへね、どんどん矢印の方向へ沿っていくと。最後に鉄道高架の下でとまるわけですけど、この先は一体どこへ行くのかというのがちょっとあるんですけど、気になったところなんだけどね。その2点ほどお聞きしたいんですけどね。

○まちづくり課長 対策量といいますのは、場所場所によって管渠の太さが違ってまいりますので、だんだん集まって最下流のことで。

○東委員 要は、このエリアを、つまり当初設計をやりますというとき……。

〔「一般質問でやったから」と呼ぶ者あり〕

○東委員 あのときわからんと言っておった。設計が出ておらんもんで。あのとき設計がまだこれからだもんで、設計をやらんとわからんという話。

〔「対策量だよ。600A」と呼ぶ者あり〕

○東委員 やって、それで大まかでやるという話であったけど、実際にこの1,600トンと、このエリア全体で単純に600Aでよかったんでしたっけ。それを全部そのままですべて宛てがうでよかったんですか。それはそれでわかりました。じゃあ2つ目の、先はどこへ行くかという。

○まちづくり課長 国道沿いに管渠が入っているんですが、青木川へ行くんですけれども、さらに土地改良道路江南通線を越えたあたりから、また南へ行くルートもございますので、最終的には江南市と一宮市の境ぐらいの江南市あたりで最終落ちるということになっています。

○東委員 これは絵を見ておって、どこかでもうちょっとためないと、このままどんどん流していくと、また下流のほうの……。青木川の、この前、福田さんが言ってみえた五明の調整池ができるからね、あの境目まで持っていくのならまだしもいいのかなという気がする。でもその途中に、150号線にも管が入っておって、布袋小学校にもたしか貯留槽はありますよね。だから、その辺は大分助かっておるわけだけど、西側ね。この管の行き先は、最終は多分青木川だろうなと思うんだけど、途中経過で、このままどんどんつないでいって、その辺できちっとうまく対策した雨水が、この地域であふれるようではまた困るもんだから、あるいは先っぽでね、その辺のところがちょっと気になっておったのでね。

今の考え方でいくと、一度途中でカットして最終的に青木川ということになるんですか。江南通線に一遍流し込んでという言い方が今ありましたけど、その辺も、これからということかな。もう大体決まっておるのかな。

○まちづくり課長 現在でも川へ流れる2路線といいますか、分かれているということです。

○東委員 そうすると、管が埋まっておるわね、今現在。155号線ね。そこに入るということ。そういうことね。

この後、余り詳しく見てなかったで申しわけなかったんですけど、実際の執行率の関係で、何か繰り越しがあったのかな、覚えがないんだけど。予算が2,500万円ほど組んであって、1,900万円ということで終わったというのは、その辺の事情は何でしたですかね。

○まちづくり課長 雨水排水対策の設計に際しまして、流末が国道を横断しなきゃいけないということで、下から南へ横断する箇所がありますよね。この場所は、一般的には、こういった道路につきましては推進工事となって、推進工事のための設計費用が必要なんですけれども、県との協議をその後重ねまして、今、高架関連でいろいろ車線なんかを少し変更している部分もございます。そういった交通処理で、開削工法でやってもいいということでしたので、その部分を開削工法で設計することにより、設計委託費が安くなったものであります。

○東委員 工法が変更ということだね。入札残とかそんな意味じゃなくて、もともと予定しておったそのものも……。

○まちづくり課長 入札残もあります。

○東委員 入札残もあるけど、それがこの部分の影響ということですね。

○委員長 よろしいですか。

○東委員 公園のほうの関係でちょっとお聞きしたいんですけど、公園は、今回は、施策表では244ページから何件か出てくるんですね、公園緑地課のほうで担当してもらっておる仕事の。基本的には、維持管理事業が中心でやっていただいておりますけど。成果報告の施策評価のほうの213ページでちょっと確認をしておきたかったんですけど、213ページは都市公園の整備の推進という形で毎年指標が出てくるわけでありまして、213ページです。

213ページで上から3番目、成果の状況というところで、市民1人当たりの都市公園面積というのが、これはいつも話題になるところなんですけど、それで基準値が江南市はなかなかふえなくて大変なんだけど、目標値はとりあえずは5で置いておるわけだけど、でもそれなりきに3.84平方メートルというふうになるんですけど、去年は3.77だったもんだから約0.07、単純に10万人でぽんと掛けると7,000平方メートルか、概算でだよ、ふえることになるわね。主に木曾川沿線沿いかなという気がするんだけど、その辺をまず確認したい。このふえた分はどこかということ。

○まちづくり課長 フラワーパーク江南で一部供用できるところがふえたということでございます。

- 東委員　残念ながら、それしかないんですけど。それで4番目、今後の施策展開の方針というところで、民間の低未利用地の活用も検討しながら、江南市緑の基本計画に沿った整備を行うということ。下段はフラワーパーク江南を引き続きやってほしいということなんですけど。一番この中で気になるのは緑の基本計画に沿った整備というところで、決算書を見る限りは、今のところ維持管理で大変なんですけど、現状はね、ちょこっと曼陀羅寺なんかは整備をしていますけど、多くは木曾川沿いの公園整備がここに反映されてくるもので、数字的には若干上がっていくんですけど、一番肝心の市街地といえますでしょうか、まちの中の公園計画というのが、なかなか財政的なこともあって厳しいわけなんですけど、その辺のところは、予算書を見ればわかることなんですけど、そんな計画なんてどこにも出てこないんで、実を言うと。その辺のところは、わざわざ今後の展開の方針にあるものですから、この辺のところは今後どうするかということになるわけなんですけど、実際のところ、緑の基本計画というものに裏づけられた計画を実行していこうということになれば、相当意識的に持たないと、市街地の計画づくりというのは。前からでも、市内でも偏りもあれば、全くないところもあるだとか、まだまだ多くの方からも指摘がいっぱいあるんですけどね。その辺のところはどうなんでしょうね、今のところ。緑の基本計画に沿った整備をというふうに今後方針として掲げていただいております。具体的にどうするかというのは。
- まちづくり課長　市街地のほうでも公園をつくってほしいという要望も受けておりますので、ただ、単独市費事業でやるとなかなか難しいところがありますから、国の交付金を何とか活用できないか検討いたしまして、そのめどが立った段階で予算化の検討を進めていきたいと思っております。
- 東委員　ただ、それはある程度こちらが設定をして、例えばどこのエリアが本来少ないからとか、市街地の人口密度の関係だとか、そういうことを見ながら、一定、先ほどの浄化槽じゃありませんけど、目的を設定して進めていかないと、なかなか大変だと思うんですね。その辺のところはどこまで踏み出せるかということなんですけどね。今の交付金との関係とかも見ながらということなんですけど、それをやるためにも、どのエリアを一定高めていこうとかいうところまでは、ぜひ検討してください。以上です。終わります。

○藤岡委員　今の関連で、1人当たりの都市公園面積ですけど、フラワーパーク江南の2期エリアが完成したら、どのぐらいの数字になるのかというのはわかりますか、今の段階で。わからなければいいですけど、もしわかるのであれば。

○まちづくり課長　2期エリアは7.7ヘクタールの予定でございます。

○東委員　これは区画整理で聞けばいいの、まちづくり課でいいかわかるんですけど、特別会計のほうか。237ページの、これは特別会計のほうで聞けばいい、まちづくり課だけ。道路・排水……。

〔「特別会計」と呼ぶ者あり〕

○東委員　特別会計ね。ありがとう。

○委員長　それでは、質疑も尽きたようでございますので、続いて土木課について審査をします。

○まちづくり課長　答弁がおくれて申しわけございませんでした。

平成17年度当時の江南駅の乗降客数でございますが、2万5,314でございます。布袋駅につきましては8,512でございます。

合計しますと3万3,826ですが、端数を切り捨てておりまして、3万3,800としております。よろしくお願いいたします。

○委員長　ありがとうございました。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○土木課長　土木課の所管について説明させていただきます。

初めに、歳入について御説明いたします。

恐れ入りますが、決算書の64ページ、65ページをお願いいたします。

下段の12款1項5目土木使用料、1節道路橋りょう使用料は、主に道路占用料でございます。

同じく2節河川使用料は、河川占用料でございます。

68ページ、69ページをお願いいたします。

最下段の12款2項5目土木手数料、1節土木管理手数料のうち、土木課分といたしまして証明手数料でございます。

72ページ、73ページ最下段から74ページ、75ページ最上段をお願いいたします。

13款 3項 3目土木費委託金、1節河川費委託金は、鹿子島及び神明排水ひ管操作委託金でございます。

続きまして、下段の13款 4項 4目土木費交付金、2節河川費交付金、4節道路橋りょう費交付金は、社会資本整備総合交付金でございます。

78ページ、79ページをお願いいたします。

中段の14款 2項 5目土木費県補助金、2節道路橋りょう費補助金は、土木事業費補助金でございます。

80ページ、81ページをお願いいたします。

中段の14款 3項 5目土木費委託金、1節河川費委託金は、青木川調節池などの操作委託金でございます。

少し飛んでいただきまして、91ページをお願いいたします。

19款 5項 2目雑入、12節雑入のうち、土木課分といたしまして備考欄の中段のコピー等実費徴収金でございます。

92ページ、93ページ最下段から94ページ、95ページ上段をお願いいたします。

20款 1項 4目土木債、2節道路橋りょう債は、橋りょう長寿命化事業債でございます。

同じく3節河川債は、雨水貯留施設整備事業債でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出を説明させていただきます。

恐れ入りますが、決算書の260ページ、261ページをお願いいたします。

260ページ、261ページ最下段から262ページ、263ページ下段まで、8款 1項 1目道路管理費でございます。

266ページ、267ページをお願いいたします。

266ページ、267ページ上段から268ページ、269ページ下段まで、8款 2項 1目道路橋りょう費でございます。

同じく268ページ、269ページ最下段から272ページ、273ページ上段まで、8款 3項 1目河川費でございます。以上でございます。

補足説明はございません。よろしく願いをいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

- 東委員　決算書の269ページですけれど、金額的にはそんな多くない金額のところですけど、2つあるんですよ。1つは道路側溝・舗装工事の1億9,900万円のところの部分と、その下の道路拡幅事業の部分で、これは100万円ほどなんですけど。たまたまこれは両方とも主要施策の241ページ、242ページに資料として出していただいておりますから、これを見るとわかりやすいので見ておったんですけど、両方とも同じことをお聞きするわけでありまして、この件に関しては。

241ページのほうの道路側溝・舗装工事のほうは、これは地元の皆さんの要望に応えた結果が書いてあるわけなんですけど、舗装工事のほうは、例えば活動指標のところを見ますと、これはどういう見方をすればいいかわからなかったんですけど、例えば側溝の工事延長は3,600メートルを目標としたけど2,900ぐらいまでしかできななんだと。ただし、舗装のほうは、1万2,000平米を予定したんですけど1万5,000達成したよというふうに出てきますよね。これは要望以上に応えたというふうに見るのかよくわからないんですけど、その辺のところ、これはどう見るかというのと。

もう1つは、右側の道路拡幅事業ですけど、これも狭い道路などを広げていきたいということで対応するというやつでやっていただいておりますけど、この場合にいろいろ要望は出て、路線名としては、実際に事業実績は、新田生原線と言うのかな、宮田の河沼、これは堤防の向こうだわな、堤防の向こうですけど、あと上奈良のほうのがあるんですけど、この場合、ここには拡幅としては14.11平米を確保できまして、協力を得たということで。ここの測量委託の延長というところが、本来50メートルを目標として設定したわけだけど、実際には11.4でしかできななんだというところなんですけど。

2つとも事情は違うんですけど、順番にこちらの道路側溝のほうの面積のほうから聞きたいんですけど、地元要望でいろいろ出るわけだけど、目標は予算に対してどれぐらいを見込もうかというふうには、1万2,000設定して1万5,000やっていただいたという、結果としては非常にいい結果というふうに見えるんですけど、この辺はどういうふうにもまず見方をしておけばいいんですか。

- 土木課長 道路側溝・舗装工事につきましては、この目標値というのは、あくまでも予算上の割り振りというふうに考えていただきたいと思います。実際の実績値につきましては、その予算をいただいた後に、当該年度どこをやるかということを経元の要望に基づきまして箇所決定いたしますので、その箇所決定の結果、側溝につきましてはこれぐらいで、舗装のほうの要望のほうが強かったということで箇所をふやしたというようなことで、この目標値と実績値の関係が生まれてくることになるかと思えます。
- 東委員 これは、この前も別のところで、きのうの補正を組んだところでも出ました件と同じような共通する問題ですけどね。現状でいくと三十何%ぐらいまでが達成だということ。ちなみに、この舗装に関して、予算上は1万2,000ですけど、実際にはうまく割り振りをしてみると1万5,000できたと。これに対しては、じゃあ平成27年度に関していえば、舗装に関していうと、要望に対する達成率というのはどのぐらいの割合になるんでしょうか。
- 土木課長 年度ごとに要望に対する達成率というのは出ておりません。今までの積み重ねの要望で達成率が出ますので、当該、平成27年度について要望がこれだから、これだけやったから何%達成したというような数字は、申しわけございませんが出ておりません。
- 東委員 補正予算の追加分のところでも、それまでの要望に対して三十何%とか、そういう結果の発表はされましたからね。そういう点でいくと、そうするとこの前の補正のときに報告いただいた補正の達成率か、あれはこの段階が加算された分で平成27年度までに済んだ部分だということではないんですよね。理解としては。
- 土木課長 そのとおりでございます。平成27年度実績を踏まえてのパーセンテージでございます。
- 東委員 ここまでを足した分で、あそこまで済んだよということですね。
- 土木課長 そういうことでございます。
- 東委員 もう1点、この拡幅事業でよくわからないのは、地域から当然、広げてほしいとか要望が出るよ。そこに入るというところで、それをしていかないと、どれだけ確保しようとか、提供していただくことにならないわけですけど、この見方ですけど、実際には、結果的に14.11の確保をされた

ということなんですけど、本来この50メートルの測量をやれば、要望上50メートルを全部測量したら、どれぐらいの面積を確保できることになったんですか。

○土木課長　この数字は、あくまでも超概算の数字でございます。当然、測量の延長、拡幅幅がどれだけになるかによって面積は変わってきます。例えば10メートルやっても50センチの拡幅であるならば5平米、1メートルの拡幅であるならば10平米というふうに変わってまいりますので、申しわけございません、この50メートルというのは、恐らくこれぐらいになるであろうという数字でございます。あくまでもこの拡幅工事というのは、地元からの要望に基づいてやるということでございます。実際、今申しあげましたように、地元要望で初めて動かさせていただくということでございますので、この目標値というのは、正直常に大体50メートルというのを上げさせていただいておると。この年だからどうこうというわけじゃなくて、毎年50メートルふうに上げさせていただいておるということでございます。

○東委員　もともと、目的のところに書いてあるように、狭隘な道路の拡幅をという形で地元から出るよと。それが出発点ですよ。今回、路線名としては新田生原と南部第35号線と書いてあるわけでありまして、何を聞いたかったかという、もともと地元から出たのは、あえて50と書いてあって11.4しかやってないものだから、地元から出たのはもっと何本かあって、例えば路線が、そのうち終わったのがこれだけなのかとか、あるいは新田生原と南部第35号線を広げてほしいんだとやってやったけど、例えば20メートルぐらいを広げてほしいと言ったけれども、そのうち10しかできなんだとか、地権者の様子でね。その辺の違いがどこにあるのかというところでちょっと質問したんですけど。もともとが、地元から出ておる要望の箇所は、この2路線だけだったのか、その中でもっと長い道を本当はやりたかったのかとか、その辺のところなんですけど。

○土木課長　今回のこの拡幅につきましては、これで完了いたします。要望があったのが、この2つということでございます。これは長い路線というわけじゃなくて、部分的に、実際具体的に申しますと、本来民地であるにもかかわらず、道路形態が道路として使われてしまっておるようなところがござ

いまして、それをお地元の要望からも、ああいう状況であるから、これからも道路として使わせていただきたいので広げていただけないかというような御要望があって、対応させていただいたものでございます。

○東委員　だから、たまたま目標値との関係でえらい少なかったから、本来、希望どおりに終わらないままで終わってしまったのかという気がしたんですけど、今の話を聞いておると、基本的には要望の分は全て完了したということですね。わかりました。

○委員長　それでは、暫時休憩いたします。

午前11時45分　休　憩

午後1時15分　開　議

○委員長　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

土木課について質疑を続行いたします。

○東委員　主要施策のほうの、これも資料をつくっていただいていますので、治水の関係の251ページの雨水抑制事業、これはたまたま例の雨水貯留浸透施設などの補助金の実績の結果だけがここに載せられておるんですけど、それで残念なことでありますけど、平成27年度に関して見ますと、なかなか普及してないというのが書いてあって、これはたまたま事業レビューか、あそこでもこのテーマを行政のほうも出していただいて、市民の皆さんの意見も出ていましたけど、非常に積極的な発言だったなあという印象を受けたんですけど、非常にこの問題に関していえば。市も努力をしていただいておりますけど、なかなか普及しないというところがあって。

それで、まず1つは、ここにも書いてあるように、それなりに予算はつけていただいておりますにもかかわらず、ここに書いてあるように、2,000万円の予算を見てあるんですけど、半分ぐらいしか実際に執行できてなくて、これをどう打開するかということがあるんですけど。どのようにまずは考えてみえるかというところがあるんですけど。

活動指標のところ、雨水浸透ます設置数を当初60の目標を予定したけど、結果的には8基だけだったとか、あるいは貯留施設については、これは200を想定で151まで来たというところで、これは雨水貯留槽のほうですけどね。この写真にありますように、事業実績のところそのまま書いてもらってお

るわけですが。特に雨水浸透ますのなかなか進まないというところなんですけど、この辺の原因といいたいでしょうか、どのように一応考えてみえるかというのをまず1つお聞きしたいんですけど。

○土木課長　雨水浸透ますにつきましても、ホームページ、広報「こうなん」によるPR、また地元の区長様等にも御協力をいただきまして区民の皆様への周知に努めていただいておりますところではございます。また、建築時におけます確認申請の持ち回りの段階におきましても設置協力をお願いしておりますが、正直なかなか伸び悩んでいるのが現状ではございます。

あくまでも、ちょっと推測ではございますが、この浸透ますというのは、どうしても目詰まりとか起こします。目詰まりをしてしまいますと、なかなか機能が発揮できないということがございます。また、そういうことと、浸透するという事の中で、付近の陥没などの心配もあるのかなというような、維持管理の面で少し御心配をされておる面があるのではないかなというところは思っております。

また、実際おうちを建てられる際にとということになると、敷地が狭いと、なかなか設置が困難というか、実際に建てられたおうちに新たにつけていただくということになると、敷地が狭いとなかなか設置が困難であるということで、少し敬遠されがちであることが理由であるのかなというふうには推測をしております。

○東委員　実際に浸透ますの設置に至る過程の中で、例えば1つは建築時に建築課の窓口課へ来て、当然、建築課へ申請で窓口に来るわけですから、そこで指導がまずありますよね。新築の場合というかね。増築でもあることはあるのかな、場合によるんだけど。そのときの例えば窓口でそういう形で来られた方の数に対して、じゃあ幾つ設置されておるのか。

もう1つは、浸透ますだけをかえたいと、今現在のますをね。という形の申請の数はあるのかどうかというところをもし区分けするとどうなんでしょう。

○土木課長　新築時に設置される場合がほとんどでありまして、実際今ある通常の浸透ますを雨水浸透ますにかえていただくという実績としては、ないという状況でございます。

- 東委員 先ほど質問の中には、じゃあ窓口に来られる方ね、新築で。これは建築課のほうですよ。そちらへ皆さん、土木課へ来るわけじゃないもんですからね。でも回ってくるんですか。
- 土木課長 先ほど申しました持ち回りという各課へいろいろ建築の御相談に来られます。その際に私ども土木課のほうでも、こういう制度がございますので、御協力のほどお願いしますということでお話は申し上げております。
- 東委員 具体的に何件来ておるかということわかりますか、そういう形で。
- 土木課長 申しわけございません。その相談件数としての数はわかっておりません。
- 東委員 本来なら、例えば新築時に、当然雨水ますはつけないかんもんですから、排水用には、当然設計上出てくるから、あえて指導するんですよ、窓口に来てもらったときに。そのときに何件来てもらったとかいうことは把握をされてなければ、例えば普及しようと思っておってですよ。わからないですよ、何件来るか。例えば100件来ていただいたけど、実際には今回は8基か。本来窓口へ何件来ておるといことは、把握はされてないんですか。
- だから、よくあるじゃん、民間でもう済んじゃうという話があるでしょう。その辺のこともあるかなということですよ。そういうことならそれでいいんですよ。全く市には来ないと、例えば。
- 都市整備部長 普及という意味で、開発指導要綱というのがありまして、一定のアパートだったり分譲、10軒建つという、これは指導要綱がかかっちゃうので、これで強制設置です。
- 東委員 その場合はね。
- 都市整備部長 じゃあ、個人用の住宅を個人がつくる場合、新築する場合、先ほどおっしゃるように、御自分の住宅を考えていただければわかりますが、今あるますを掘り返してつくり直すなどということは現実に無理です。ですから、さっき既設を取りかえる例はないと。ないと思います。じゃあ新築する、あるいは改築する、つくり直すのに関して、それをどうやって宣伝するかという話ですけれども、建築確認というのは1桁じゃないのかな。6件ですわ。去年実績で。今、民間主事のほうがありますので、383件民間に行っ

ちやいます。じゃあ、うちへ来るのが6件。6件の中は当然建築確認を出します持ち回りというのがありますので、建築で特段、特別な指導をせんでも、持ち回りで土木に来ますので、その段階で土木がお願いはできます。費用の問題。先ほど説明、課長からあったように、ちょっと機能的に、よく知っている、陥没の心配は現実にあるんです。だから、いい設計士さんがいい場所に設置していただくと有効に、どうせお花畑があるところにつくるとか、そうすると水がいいかなあとか、かなり気を使った設置をせんと有効に働かない。治水対策だけいけば、何でもいから、沈んでもらえばいいんでなんだけど、つくるほうの側からすると、そればかりでもないというのもある。ただ、補助額がまあまあいいので、コスト比較して、ただのますをつくったら2万円……。

コストでも余り魅力がないとなると、先ほどありましたとおり、6件に仮に一生懸命お願いして仮に6件がつけていただければ、統計をとることは、6件の名前を建築からもらって、その住宅から申請が出たかどうかを今後チェックすることは可能ですが、現状としてはやっていません。

今後、全体数の割合が383対6という、この6についてそういうことをすることは可能です。ただ、ここに見えてくるよりも、先ほど申し上げた開発のほうで飛躍的に数は伸びているのは確かです。大きな分譲が起これば全部ついていきますんで、漏れなく。

○東委員　これはあくまでも補助の関係の数だけだもんでね、基本的には。補助対象になった数はこれだけだという趣旨だもんで、強制的につけるというやつはある。それはそれでもちろんね、それはあるわけですけど。

今ちょうど出ましたよね。民間のほうでやれるわけになっちゃって、市のほうに来なくても済んじゃうと、現実には。前は、一応基本的には、あえてこれをつくったときは、市のほうの建築課へ来るか、そこでふやしましょうとって始めたんですよね。だから、前はそれなりきの実績はあったんですよね。あくまでも協力ですから、必ずつけるとは限らないし、そういうことで気になっておるのはその部分なんですよね。実際、確かに宣伝もせないかんし、広めたいわけですし、先ほど聞いたら単にますだけを切りかえましょうなんていうことはないというわけなんだからね。そのところを本当に

改善しようと思う、別事を考えないと。

前は窓口でのことだったら、窓口に来る方の数が少なければ、全く手の打ちようがない、このやり方だとね、そういう気がするんですよ。従来型だから、もともとから。そののところを変えていかないと、本当に浸透ますをふやそうと思う、別問題になる。

もう1つ気になるのは、いわゆる陥没の心配ということですね。それが何かデータの裏づけられる数値や何かはあるんですか。

○土木課長 データ的な裏づけはございません。可能性があるということでの、これもひょっとしたらそういうことも御心配されておるのではないかなということですよ。

ちょっと補足でございますけれども、実際、今、市のほうへ確認申請が出てくる件数は非常に少ない、ほとんどが今、民間に行ってしまうということでございますが、私どものほうにも建築確認の概要書というのが回ってまいります。民間機関への確認申請でございますけれども。その際に、土木課のほうから、この確認概要書を見させていただきまして、もう既に建築が大方終わってしまっておるようなものはいかんですけれども、まだこれから始まるようなやつについて、間に合うようなやつについては、個別でパンフレット、補助金内容等を郵送してPRのほうはさせていただいております。そういうことをしておるんですけれども、結果、申しわけございません、こういう結果でございます。そういう民間に確認を出された方へのPRも、そのような形ではございますが、努めさせていただいております。

○委員長 ほかによろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて建築課について審査をします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○建築課長 それでは、建築課です。よろしくお願いいたします。

歳入について御説明申し上げますので、決算書の66ページ、67ページをお願いいたします。

12款 1 項 5 目土木使用料のうち、4 節住宅使用料の67ページの上段にあります建築課の市営住宅家賃及び市営住宅目的外使用料の 5 項目でございます。

ページをめくっていただきまして、69ページの下段にあります12款 2 項 5 目土木手数料のうち、1 節土木管理手数料の建築課分の建築確認申請手数料から、ページをめくっていただき上段の優良住宅認定申請手数料まででございます。

続きまして、74ページ、75ページをお願いいたします。

中段の13款 4 項 4 目土木費交付金のうち、1 節土木管理費交付金にあります地域住宅計画関連事業の社会資本整備総合交付金でございます。

次に、78ページ、79ページをお願いいたします。

中段の14款 2 項 5 目土木費県補助金のうち、1 節土木管理費補助金にあります建築課の民間木造住宅耐震診断費補助金と民間木造住宅耐震改修費補助金でございます。

82ページ、83ページをお願いいたします。

最下段の15款 2 項 1 目不動産売払収入のうち、2 節土地売払収入であります。

90ページ、91ページをお願いいたします。

中段の19款 5 項 2 目12節雑入のうち、建築課のコピー等実費徴収金初め 3 項目でございます。

次に、歳出について説明します。

大きくはねていただきまして、262ページ、263ページをお願いいたします。

下段の 8 款 1 項 2 目の建築指導費であります。ページをめくっていただきまして、266ページ、267ページ上段にかけて掲げております。

少しページをめくっていただき、284ページ、285ページをお願いいたします。

下段の 8 款 5 項 1 目住宅費であります。次の286ページ、287ページの上段にかけて掲げております。

補足説明はございません。どうぞ御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

- 尾関（昭）委員　　昨年と同じことを聞かせてもらいますが、69ページの最後に、確認申請、完了検査、開発、建築許可、あと71ページの長期優良住宅計画申請手数料の各件数を聞かせてほしいんですけど。
- 建築課長　　建築確認申請手数料でございますけれども4件、完了検査申請手数料ですけれども、同じく4件でございます。開発許可手数料のほうですけれども、自己用とその他がありますけれども、10件になります。それから、建築許可申請手数料のほうですけれども、193件でございます。計画通知のほうは2件でございます。完了通知のほうは、同じく2件でございます。開発登録法のほうの交付申請手数料は10枚でございます。長期優良住宅の114件と、変更が3件でございます。優良住宅認定申請手数料は1件でございます。以上でございます。
- 尾関（昭）委員　　続きまして、歳出のほうですが、265ページで、建築確認審査等事業と書いてあるんですけど、この「等」というのは何か建築確認以外に。
- 建築課長　　確認申請のほかに、今、御報告しました長期優良住宅とか低炭素とかいろんな審査とか行いまして、そういう関係が「等」ということで入っております。
- 尾関（昭）委員　　質問の続きで、12節の役務費に特定行政庁団体賠償責任保険というのがあるんですけど、これって建賠のことですかね。建築家賠償保険みたいなやつですか。
- 建築課長　　賠償保険になっております。
- 尾関（昭）委員　　あと、続いて14節の建築確認申請システム使用料というのがあるんですけど、これは建築確認申請に必要な照合とかを行うためのプログラムというか、照合をとるためのシステムか。
- 建築課長　　建築確認が行われた台帳の閲覧システムと用紙をそれで発行するというシステムになっております。
- 尾関（昭）委員　　結局、この12節と14節がないと、建築確認をおろすための機能として必要な経費なんだと思うんですけど、この15万6,000円と5万9,000円の経費を使って8万3,000円を稼ぐという要するに赤字事業なんです

ね、結局。去年も話したんですけど。

○建築課長 その1個前の質問のときに話しましたけれども、建築確認等ということで先ほども言いましたけど、長期優良とかいろいろな審査、結構件数が来ておるんですけども、そちらのほうで事務のほうは行っている事業でございまして、建築確認、うちのほうへ出てくる6件だけのものではないと理解していただきたいと思います。

○尾関（昭）委員 12節の団体賠償責任保険料というのは、結局、建築確認申請をおろす人がミスしたときに、ミスした建物が建ったときの賠償保険料ですよ。

その次の項の確認支援システム、確認申請以外に使わないんじゃない。

○建築課長 いろんな問い合わせ等もあります。台帳のほうを閲覧しなきゃいけない場合もありますので、ただうちのほうへ出てくる6件が、それを参考にしなきゃいけないというのもまたあれなんですけれども、民間へ出される方も事前に市のほうへお問い合わせがあったり、いろんな問い合わせで見えます。ですから、確認申請の数だけじゃなくて、先ほども言いましたように、このシステムが高いからやめたらいいんじゃないかということではないかなあとしますので、その点だけよろしくお願いします。

○尾関（昭）委員 去年か平成26年度は建築確認とか完了検査、中間検査で20件の取り扱いがあって、平成27年度は8件になったんですが、これって僕ができるだけ民間に行ってくださいという願いをしたらどうですかという提言したと思うんですけど、そういう効果があったのか、自主的にみんな民間にスライドした結果か。

○建築課長 これは自主的としか言いようがないのかなあとと思います。結果的には、市に出されたい方は市に持ってきますし、民間のほうの方が便利だという考えの方も見えると思いますので、うちのほうから指導して民間へ持って行ってくださいと言ったから減ったのではないかなと思います。

○尾関（昭）委員 今回もですけど、平成27年度に関しては中間検査がなかったんですね。ということは、中間検査を受けなくていい4号建築、要するに平家建てしか申請が来なかったということをおっしゃると思うんですよ。結局……。

〔「それは違う」と呼ぶ者あり〕

○尾関（昭）委員 違うかな。鉄骨の人とか。

中間検査が免除になるような建築確認で、その辺、実際そういうわけではないんですよ。

○建築課長 そういうわけではないです。

○委員長 ほかにございませんか。

よろしいですか。

○牧野委員 265ページで。決算書の民間木造住宅耐震診断事業と民間木造住宅耐震補強事業で、この細かいのはデータに載っていますが、成果報告書の。そのまとめのところ、225ページのまとめなんですけど、何棟やったとか、何回やったとか、それはわかりましたが、まとめの今後の施策展開の方針のところが一番最後、区域や対象者を限定した直接訪問によるPR等の新たな手法を検討するというのは、検討して何かやっているのかどうか、その確認です。ここ二、三年そうなっていると思います。

○建築課長 去年はやってないから、その前なんですけれども、地元のほうへ、私も一緒に同伴して2名で、対象になる物件のところへPRに行った経緯はありまして、その方法がなかなか今の人員の中では厳しい状況があるものですから、ちょっと去年はやってないんですけれども、そういうこともまたいいのかなというふうに思います。というのは、前、緊急雇用対策でやったときに、現地のほうへその者が行ってお願いしてきたら、結構の数の方が診断を受けてもらえたという経緯があるものですから、そういう方法も活用したいなと思ってやったんですけど、ちょっと人員が少ないし、なかなかやり切れていないというのが実情でございます。

○牧野委員 御苦労さま。きっと多分そうだろうなあと思います。実績を見ていて、診断数だとか、実際に金をかけて90万円補助をもらっているという、この数字はわかるんだけど、何かシステムのうまく安く、実際にやらないとチラシをまいておるだけではなかなかふえていかないね。何かいい方法を考える必要があるなあと思いました。

○建築課長 1つ、今年度ですけれども、50棟の診断の予算を、ちょっと話は別ですけど、50棟ですけど、実際、熊本の地震がありまして、その50棟は

過ぎましたので、ちょっと流用してというか、その範囲内ということに診断のほうを進めていきたいなと思っておりますので、そういうような身に迫ったものがないと、なかなか無料だというものでもないかなというふうに思っています。ただ、今、回覧のほうでも、広報に載せてはいるんですけど、広報だけじゃなくて回覧で回したほうが、また目で見て考えられる方もおるものですから、そういう方法もとったりしてやってはおるものですから、よろしくお願ひしたいと思ひます。

- 牧野委員 頑張ってください。
- 尾関（昭）委員 さっきの東さんの土木の話に建築課をちょっと置きかえたんですけど、長期優良住宅に江南市の許可として雨水浸透ますをつけるという条件はつけられないですか。何か制約はありますか。
- 建築課長 その長期優良にはつけることは今のところできないというふうに聞いております。
- 委員長 長期優良住宅と、それとは違うね。
- 建築課長 違います。
- 牧野委員 江南市が独自ということやね。
- 委員長 だから、浸透ます自体が江南市独自の政策なんだわ。
- 牧野委員 独自ならつけられるんじゃないの。
- 委員長 独自の政策で、義務化じゃないものだから。だから、隣の市町へ行けば、別に浸透ますを建築確認に明記する必要もないんだ。

〔発言する者あり〕

〔「趣旨が違う」と呼ぶ者あり〕

- 建築課長 そもそも長期と今の浸透ますのうちのほうの補助の関係は別物でありまして、長期に絡めてやるというのは、別の方法があればあれなんですけど、無理だと思われます。
- 委員長 この程度におさめさせていただきまして、質疑も尽きたようでありますので、続いて水道部下水道課について審査をいたします。
それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。
- 水道部下水道課長 それでは、下水道課の所管について御説明いたします。
歳出でございますが、決算書の286ページ、287ページをお願いいたします。

中段の8款6項1目下水道費、28節繰出金でございます。

補足説明はございません。よろしくお願いたします。

○委員長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

○古田委員 399ページ、下水道の使用料の収入が約2億5,136万円で、405ページの……。

○委員長 特別会計はまた後で。繰出金だけですので。

別によろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時46分 休 憩

午後1時46分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第96号を挙手により採決します。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第99号 平成27年度江南市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長 続いて、議案第99号 平成27年度江南市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○水道部下水道課長 平成27年度江南市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、御説明いたします。

歳入につきましては、決算書の398ページ、399ページ上段の分担金及び負担金から、400ページ、401ページ下段の市債まででございます。

歳出につきましては、402ページ、403ページ上段の総務費から、408ページ、409ページ下段の公債費まででございます。

410ページには実質収支に関する調書でございます。

また、公共下水道決算審査意見につきましては、別冊の江南市決算審査意見書の48ページ中段から51ページ上段まで、決算審査資料として86ページ、87ページ下段には第10表 款別歳入歳出年度比較表を、98ページ、99ページには第15表 市債償還借入状況表を掲載しております。以上でございます。

補足説明はございません。よろしくお願いたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○古田委員 399ページの下水道の使用料の収入が約2億5,136万円で、405ページの下水道維持管理負担金が約2億5,630万円ではありますが、実質、使用料で維持管理費を回収できていないと思いますが、今後は回収できる見込みがあるのか。

○水道部下水道課長 平成27年度におきましては、今お話がありましたとおり、歳入につきましては2億5,135万7,472円、それから負担額につきましては2億5,630万3,286円ということで、回収率は98.06%であります。平成28年度におきましては、流域の3年収支計画によりまして汚水量処理原価が、平成27年度は110円でございますけれども、平成28年度は87円90銭に下がります。その結果、見込みでございますが、負担額につきましては2億1,760万円程度、収入見込みにつきましては2億7,900万円程度になりますので、回収率としては128.3%ぐらいを予測しております。

○古田委員 続いて、江森・山尻の周辺対象の接続についてはどの程度進んでいるのか、お尋ねしたいと思います。

○水道部下水道課長 現在、申請のほうは264件来ておりまして、そのうち検査済みは246件でございます。率にしまして、93.2%ということでございます。

○古田委員 おおむねいつごろまでに完了済みの方は接続をする形になるのでしょうか。

○水道部下水道課長 これはお地元のほうのあれなんですけど、9月30日ま

でに全戸つなぐようにということで、おふれが回っていると聞いております。

- 古田委員 地区内で負担金を納めていない方が今後接続をする場合に、負担金を納めた方との公平性というのはどのようになるのでしょうか。
- 水道部下水道課長 平成27年度では、実際、議会の答弁でもありましてしており、1軒当たり37万4,000円程度かかっております。区域外流入でやる場合に、実際、物件設置として取りつけ管設置と受益者負担金を納めていただくこととなります。その場合に取りつけ管では最低でも30万円程度、江森・山尻の平均的な土地の面積が200平米ぐらいですので、掛ける400円で8万円、35万円程度になると見込んでおりますので、公平性は保たれると思っております。
- 古田委員 今、お尋ねしたところによりますと、公平性は保たれるということではちょっと安心しましたが、江森・山尻の負担金事業は、当初見込まれた1軒当たり42万円ということより少しでも安く設置できたことは、本当に地元の方も喜んでいただいていると思います。当初の計画から消費税の導入や労務単価の上昇、さらに交付金の要綱の改正による包括的支援事業の廃止などで大変厳しい状況であったと思いますが、今後もまだ残っている工事もありますので、知恵を絞っていただいてコスト縮減に努め、整備を進めてほしいと思いますので、これは要望です。
- 委員長 よろしく申し上げます。
ほかにありませんか。
- 藤岡委員 成果報告書219ページ、下水道事業の促進ですが、こちらの下の4の今後の方針のほうにコンビニ収納によりという言葉があります。ところが、監査委員からのほうでは、コンビニ手数料は高いから、口座振替をどんどんふやしなさいと。あと、これは同じ水道部の中で、229ページに水道部のほうでは、収納率向上のために口座振替の利用促進を図るということが1行目に載っているんですね。なので、同じ水道部の中でも、水道と下水道では口座振替の促進とコンビニ収納というのをどのように考えておられるのかという、それをちょっとお聞きしたい。
- 水道部下水道課長 当然のことながら、口座振替手数料は安いですし、それをお願いしておるんですけども、どうしても納めていただきたい方もあ

るので、こういったことも含めて収納率をふやしたいという趣旨で、こういうふう置きかえて。

○藤岡委員　　ということは、やはり口座振替をできる限り、これが1番で、口座振替になってない人に、せめてコンビニで払ってください、そういうことですね。

○水道部下水道課長　　そのとおりでございます。

○東委員　　ただ、下水と水道って、基本的には下水を使っている人は水道を使っておるもんで本当は1本だもんで、口座をやっておれば、多分下水の人も自動的に口座振替になっておるんだけど、さらにと意味合いは、逆に言えば水道も同じことかわからんね、そういう点では。セットで取っておるわけだもんね、下水と上水はね。

○委員長　　そのほかにもございますか。

○東委員　　主要施策の、前も聞いたことですけど、249ページ、これは今後の方針にかかわることになるわけですけどね。今後の方向性というところで、この間、本会議でいろいろな方が、実際、下水の動きを聞いていく中で、整備完了がいよいよ平成32年に市街化区域は終わりたいということで、その辺につなげていくためには、対応方策の中に、大規模な施設は早期に接続できるように事前協議を行うというのが対応方策になっておるんですけど、この絵が、上に中部汚水1号幹線がこの間、平成26年、平成27年2年間かけて行われたということで、ちょうど曼陀羅寺の西側の道路で、この先へ行けば江南団地のほうへ行くわけでありまして、ここにある事前協議という関係のところですけどね。

1つは、大規模な施設というのは住宅公団ということでもいいのかということが確認が1つと、それ以外にあるのかということですよ、例えば。事前協議の状況といいたいまいしょうか、現時点の段階でということなんですけどね。

○水道部下水道課長　　今年度、シキボウのところを整備しておるんですけど、これは事前に整備の予告を行いまして、計画ですね、そういったことで受益者負担金が速やかに納めていただけるということと、接続に関しても早い時期にということ要望しております。ただし、あそこのシキボウの工場につきましても、日の排出量が多いため、下水との接続はできません。その

かわり、自分のところで浄化して流している。あそこは総量規制にかかるところですので、そういった水質検査、規制がかかっておりますので、その辺の水質検査の結果をいただいて、接続免除という形にはなりません。

あとURですね、URのほうは平成31年ということで、接続ということで、これも交渉をしております。

それから、あと厚生病院ですね、こちらのほうも早いし、敷地面積も多いので、こちらのほうも交渉しまして、接続の時期と受益者負担金についてお話をさせていただきまして、その辺は快く接続にも応じていただけるということで、お話を伺っております。

○東委員 シキボウというか、もともとシキボウの敷地にはアピタが進出したわけですけど、当初ね。一部ね。あのときに、あそこはつないだということがありましたね。管があって、つなぐということでやったんですよね。シキボウだけが残っておったんですかね、そうすると結果的には。

今の言い方だと、自分のところでの要は浄化槽をつけて、普通の側溝なら側溝に流し込むという言い方ですか、今の。つなぐんじゃなくて、下水にね。そういう方式で、だからこれは接続とは余り関係ない話だね、そういうことでいけば。下水につなぐということでなければね。

今の高屋の、厚生病院は高屋からつながるか。市街化区域は市街化区域か。一番最北側だね。あそこに今、幹線というのはそんなに行く予定、ぎりぎりのところですか。

○水道部下水道課長 ここも、体育館より南の道路、高屋幹線より北というのは、もともと北部処理分布ですけれど、これは今モデルをやっているということで、本来ここに幹線が入ってくるはずだったんですけど、そういったものをなくしてマンホールポンプで圧送して中部処理分布のほうに暫定流入させるということで、これのおかげで平成32年度までに整備が完了できるという見込みでやっております。

○東委員 今、見ておる図面の上のほうに、体育館のところのあれがあって、さらにこれから上だからね、実際のところは。そういうマンホールという形でつなぐという方法。それは何、本来の処理分布とは別の話か。

○水道部下水道課長 暫定の処理分布の編入は、暫定であればできるという

状況で、今、幹線と言いましたけど、平成24年度に効率的整備計画をつくった折に、中部7号幹線、旧の昭和病院、そこから上にあります体育館に行く、このルートと、あと古知野東小学校のほうから来る幹線も追加して、それで2つで受けられるような体制を整えてきましたので、これに向けて。ですから、今回可能であると。受け皿を先につくってしまったということですので。

○委員長　ほかによろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時02分　休　憩

午後2時02分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第99号を採決します。

本案を原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第100号　平成27年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長　続いて、議案第100号　平成27年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長　それでは、議案書の249ページ、平成28年議案第100号　平成27年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明させていただきます。

平成27年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計歳入

歳出決算事項別明細書の412ページ、413ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1 款使用料及び手数料から、最下段の 5 款諸収入まででございます。

続きまして、歳出でございます。

はねていただきまして、414ページ、415ページをお願いいたします。

1 款総務費でございまして、はねていただきまして、416ページ、417ページ上段までございます。

次に、その下の 2 款土地区画整理事業費でございます。

はねていただきまして、418ページは実質収支に関する調書でございます。

以上、補足説明はございません。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○東委員　　決算書でいくと417ページで、道路・排水路整備事業の139万9,000円の部分で、主要施策の237ページの部分なんですけど、よくわからなかったのは、ちょっと図面がないのでよくわからんなんですけど、この事業実績は北尾張中央道の歩道部分における乗り入れ口に設置工事を行ったと、これは箇所が書いてあるんですけど、この絵はね。ただ、道路・排水路整備事業の部分なもんですから、表題がね。それで何で、この関係性がよくわからなかったんですけど。

ただし、疑問点は、目指す目的成果が、土地区画整理区域内の道路・排水路等を整備することにより、地域住民の生活環境を改善するという形で、この絵の中には、区画整理の中だから、当然排水路をつくっていく道路があるんですけど。この執行率が69%の原因が何かということと、もう1つは今後の方向性で、道路・排水路等の整備を必要とする箇所には、鉄高の仮線路が含まれていることから、工事の完了を待つ必要があるという記載があって、もともと仮線はわかっておるわけですね。つくことはわかっておるんですけど、この計画自体が、道路排水路を整備するというのが、どういう位置づけでということがよくわからないんですけど。

もともどここの部分は除く前提でやっておるのか、やりかけたら、ここが

まだ仮線のところで終わってないからできませんということなのか、ちょっと変なもんだから、もともとはどういうことなのでしょうね。本来、ここは終わってからしか歩道ができないよね、仮線の部分というのは。それを入れてあって工事にかかるということなのか、それは省くんですよ、はなからと。その辺の意味合いがよくわからないんだけど。それと、執行率が69%で済むというところの事情というか、その2つほどちょっと聞いたかったんだけど。

○まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長　　まず、執行率につきまして、当初予算の予算額につきましては、工事が必要であろうと思われる項目を上げて予算計上させていただいておりましたが、こちら155号が県の管理ということで、管理者である県と協議を進める中で、既存のものをそのまま使ってもいいよという協議が調って、当初の工事の対象とすべきものを除いた形で設計を進めたことによって、不用額が出た主な原因となっておりますので、よろしく願いいたします。

○東委員　　ちょっと確認ですけど、使っていいよというのは排水路の話ですか。

○まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長　　当初の中で、この工事の区域の中に横断暗渠という施設がございまして、そちらを影響するところを全て新しいものに改修しなければいけないと考えて当初設計を上げておりましたが、既存のものを使ってよいという協議が調いまして、差額、不用額が出ております。

○東委員　　それは排水路の話なんですか。

○まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長　　排水路の一部である横断暗渠ということで。

○東委員　　横断暗渠ね。それはそれで、それはあくまでも155号線の部分にはもともと既設のものがあるから、その分が省けたから、一応費用は少なくて済むよという話と、この課題の必要とする箇所には、鉄道高架のまだ仮線があるから待つ必要があると書いてあるんですけど、もともとの計画そのもの、道路排水路を整備していくという計画そのものが、当然仮線の部分というのはまだ入れられないわね、まだ完成しない段階だから。この計画そのものは、仮線の部分は含まない工事をもともと計画したというだけのことで

いいんですか。この部分。

- まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長　この課題での完了を待つ必要があるというのは、委員御指摘の仮線路として使っている区画道路をこれから整備していかなきゃいかんということで、まだ仮線路として使っているから、仮線路がなくなった状態で区画道路の整備をしていかなきゃいかんということで、時期を調整する必要があるという意味合いで書いております。
- 東委員　わかりました。もともと、だからここは想定しない段階で進めてありますよと。

基本的には終わるのを待つ必要があるわけですけど、ちょっとこれは鉄高と関係するわけですけど、それが終わらん限りは区画整理も終われないんだよね、基本的には。それで、どの程度の進みぐあいかということで、本来聞くべきところが違うかわからんけど、ついでに一緒に答えてもらえればいいんだけど。わかると思いますので。

現在、平成28年度中に、予定では名古屋方面に上に上がってという形で進められていますよね。その辺のところは順番に進んでいけば、この鉄道高架が終われば仮線のほうの工事にかかれるんだけど、その辺のところの予定の流れでいくと、今のところ平成28年度中に名古屋方面に上に上がるというのは予定どおり進んでおるということでよかったですか。

- まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長　鉄道高架のほうでございしますが、きのう、現地視察もしていただいたように、名古屋鉄道株式会社のほうが、今年度中に名古屋の方面の本線への切りかえに向けて工事を一生懸命やっているという現状であるということを知っています。
- 東委員　わかりました。

それで現状、要は資金計画が、これは1年ほど前に私どもの議員にも配られまして、事業計画で、基本的にはほとんど終わりに近づいておるわけですけどね。それで、今現在の資金計画上、収入として受け入れるもので残っておるのは、一応市の単独費と、それから鉄道負担金ということでよかったですでしょうか。

- まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長　委員おっしゃられるとおりでございます。

○東委員　　あとパーセントからいくと、現在の進捗率というのは何%ぐらいになるんですかね。事業費を見ると。

○まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長　　96.4%となっております。

○東委員　　わかりました。

○委員長　　ほかにございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 2 時13分　　休　憩

午後 2 時13分　　開　議

○委員長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第100号を採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第103号　平成27年度江南市水道事業会計利益の処分及び決算認定 について

○委員長　　続いて、議案第103号　平成27年度江南市水道事業会計利益の処分及び決算認定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○水道事業水道部水道課長　　それでは、議案書の252ページ、議案第103号平成27年度江南市水道事業会計利益の処分及び決算認定について御説明させていただきます。

別冊の平成27年度愛知県江南市水道事業会計決算書及び事業報告書の1ページをお願いいたします。

平成27年度愛知県江南市水道事業決算報告書でございます。はねていただ

きまして、2ページ、3ページの平成27年度江南市水道事業決算報告書から、少しはねていただきまして12ページから15ページの平成27年度江南市水道事業貸借対照表まででございます。

なお、10ページには平成27年度江南市水道事業剰余金処分計算書（案）を掲げておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、17ページをお願いいたします。

平成27年度愛知県江南市水道事業報告書でございます。はねていただきまして、18ページの1. 概況から、少しはねていただきまして、38ページから55ページの5. 附帯事項まででございます。

また、平成27年度江南市水道事業会計決算審査意見につきましては、別冊の平成27年度江南市決算審査意見書の100ページから125ページまででございます。

補足して説明することはございません。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○東委員　工事の内容についてですけどね。工事請負契約が32ページから33ページ、ずっと35ページまで実績があるわけですから、これは現状どうなるかということが一つあるのは、備考欄にどういう理由で工事が発生したかと書いてあって、幾つかあるんですね、下水道の関係とか。水量・水圧不足を解消するために管を入れかえたり直したりする工事が幾つか出てくるわけでありまして。ずうっと前もそうやって質問した覚えがあるんですけど、実際、市民の方から、両面あるのかな、行政側でわかる場合の水量・水圧不足というのはよくわからんけど、市民の方が当然水圧不足、水量不足というのがあって、それは解消せないかんということで、改善するという形でやる場合があると思うんですけど、実際には住民からのそういう要望の数がどれぐらいあって、今回計上されておる数との関係でいくとどうなるかということでありまして。

○水道事業水道部水道課長　現在、平成27年度に要望工事をいただいております、実際に要望いただいております、把握しております件数は9件でございます、

そのうち平成27年度に処理させていただいたのが3件でございます。

○東委員　　そうしますと、要望があって、その辺の判断の区分けといひましようかね、9件要望をいただいておるわけだけど、平成27年度は3件対応ということですけど。今までの蓄積があるのかどうかというのをさっき聞けばよかったですけど、今までの累積があるのかどうかということと、それから、平成27年度に関していえば3件だけだよということだけど、実際には工事、たまたま住民要望というのは水圧不足だけかよくわからんですけど、結果的には残っておるといふふうに見えるわけです、例えばね。平成27年度だけ見ましてもね。それか、あるいは平成26年前までにも、もともと何件あって、残っておるのは幾つあって、それに対する対応方法はどうかということ数はわかりますか。

○水道事業水道部水道課長　　実際に単年度の要望については、現在、書類等ございますが、過年度については基本的に当然翌年度に積み残しになると。そういった中で、実際に当該年度の配水管改良工事の箇所を決定する折に重要度ですね、先に早急に改良しないといけない、配水管改良工事であれば、もともと古い配水管、老朽管であったり、鉄管であったり、小口径管と。特に小口径管というのは、今、東委員さんが言われる水量・水圧不足につながってくるところであろうと思います。そうした中で、簡水の配管等で、私どもが把握しておる配管と、断水等を現場のほうで施工しますと、実際につながっておる予定のところがつながってなくて、基本的にいうと水が出なくなったりとか、そういった事象が過去何例かございます。そういったところを踏まえまして、早急に施工すべきところと少しお時間をいただくところという形で私どもで判断させていただいて、予算の範囲内で対応をさせていただいておるのが現状でして、積み残しにはできるだけならないように、翌年積み残しになったものがあれば、それを先にやれるように検討しながら進めておるのが実情です。

○東委員　　もちろん、趣旨はそのとおりだと思いますのでね。データとして幾つかというのを聞いたんですけどね。道路のほうだと住民要望でやる側溝・舗装のは一応データとして蓄積されて、それに対する執行率がどれだけだというふうにはぱっと出てくるわけですけど、本来住民から出てきた、

特に水量・水圧不足、生活にかかわることだもんだから、それは過年度分がどれだけ残っておって、今年度、平成27年度にどこまで終わったかと、そういう数でわかりますかという趣旨の質問なんだけど、どれだけ残っておるかというのは、今、答えが出てくると思うんですけど、そういうことでお聞きしたかったんだけど。残っておるやつについて、どういう対処が本来必要かということになるわけだけどね。それで現状残ってないのという意味でお聞きしたわけだけれども。

○水道事業水道部水道課長 一応、私ども平成27年度末で整理しておる中では、未処理が、先ほどもともと9件の要望がある中で3件処理を済ませましたよと。そういった中で、現在は6件残っておるのが実情です。過去の分を含めて、基本的にいうとほぼ翌年度以降で対応できておって、現段階では平成27年度には、平成26年度末の未処理件数が9件あって、平成27年度に3件施工いたしまして、平成27年度末の未処理件数が6件ということでございます。

○東委員 平成26年末までが9件、平成27年度に全くない、平成27年度の要望はないわけだね。ふえる分はな。

○水道事業水道部水道課長 要望はゼロでございます。

○東委員 わかりました。

あとは6件残っておるということで、これは次期に積み残しになるけど、優先的な判断をして対応していきたいということで、わかりました。していくということだね。

あともう1つ、この表の中の、よくわからなかったのは、同じ33ページの工事履歴の、真ん中ちょっと下のほうの備考欄の区域外給水解消とあるじゃないですか。これは一体何でしたっけね。

○水道事業水道部水道課長 一応江南市の給水区域、当然、江南市の市域、私どもでいうと江南市全域が江南市の給水区域でございます。この区域外給水というのは、古い当時、昔、当時ですね、江南市のほうが管網が整備できておらず、江南市から水道を引くよりも、たまたまこの上の一宮市だと思うんですけども、一宮市と隣接した行政堺付近のところで、江南市の管網が整備されていない、管がないということで、一宮市さんのほうは水道は来

ておって、市外の水道事業者から給水を行っておるものが区域外給水でございます。その区域外給水を厚生労働省さんのほうから早急に解消しなさいということで、毎年、御本人さんにお会いして交渉を進めていく中で、順次市の水道のほうに切りかえておるのが実情でございます。

○東委員 現状は、そういう場合だと、その方は例えば一宮市に水道料金を払うんですね、多分。実際、そういう対象になる人、区域外給水は何件ぐらいあるんですか。

○水道事業水道部水道課長 5件でございます。

○東委員 本来今の話は、方針でいけば、指導でいけば、当然本来の区域内のその方の住んでみえる江南市だよ、江南市の本来給水区域に見えるわけだから、市の給水の対象になるよということで、現状まだ5件があるという場合は、これは現状でいくと、まだなかなか江南市の管がそこまで行ってないからあえてかえないのか、それとも本人さんの要望があってかえないのかということは、どちらが優先するんですかね。

○水道事業水道部水道課長 私どもは、基本的にいうと、距離が延長になっても大体1年に1本ぐらいは布設工事で解消は進めておる中で、実際には本人さんの御意向で、江南市とはというお話で進んでおらないものもございません。

○東委員 ほかのほうが安いというわけ。そんなことはないか。

○水道事業水道部水道課長 一宮市さんのほうが水道料金は少し安いんですね。

○東委員 そのままいいということ。

○水道事業水道部水道課長 本来は、厚生労働省さんからの指導では、江南市の給水区域の方は江南市から給水するように是正しなさいというふうに指導は受けておりますので、そういった御反対されておる方にも粘り強く交渉して、また代がかわるとお話がスムーズに進むかと思っておりますので、長い期間をかけて対応せざるを得ないのではないかと考えております。

○東委員 たまたまそこが例えば水がとまっちゃったとか、何か先ほどのような事情が起きて水が来なかったとすると、水圧不足だとか、そういう場合は、一宮市の水道にこの方は連絡をして対処してもらおうというになるんだね、

今の現状でいくと。江南市には来ないんだね。そういうことだな。

- 水道事業水道部水道課長 そのとおりでございます。あくまで一宮市さんから今給水している場合は、そういった形になります。ただ、災害時等は、やはり給水区域は江南市なんで、災害時につきましては、当然必要な対応をさせていただく考えではおります。
- 委員長 よろしいですか、東さん。まだ関連でありますか。
- 東委員 今のところはない。次のところで。
- 牧野委員 決算書の6ページと12ページ、13ページの関連で、基本的な損益計算書の見方と貸借対照表の見方で少し質問していきたいんですが、企業会計ということで、まず6ページのほうの減価償却費が4億3,632万2,974円と書いてありますよね。これが12ページ、バランスシートで見ますと、土地は関係ないですから、これは見方なんですけど、建物が例えば2億3,000何ぼというのがあって、減価償却累計額というのが出てきて、現在の建物価値が8,256万5,052円と、こういう見方でいいんですかね。まず見方の。
- 水道事業水道部水道課長 そのとおりでございます。
- 牧野委員 そのとき、12ページの表記が、これはちょっと私にはわかりやすくしてもらいたいんですが、建物が今年度幾ら償却したかというのは書けないものですか、ここのバランスシートには。ほかに載っているんだね。
- 水道事業水道部水道課長 決算書の資料の48ページ、49ページに、6. 固定資産の明細書といたしまして、有形固定資産の減少額と増加額が書いてありまして、ここの例えば建物でいいますと、減価償却額は減価償却累計額の当年度増加分の334万1,672円でございます。
- 牧野委員 それで、49ページの累計で4億3,600万円なんですけれども、12ページへ戻ったときに、今の当年度減価償却額がここに表記できないものかと聞いているんですけど。
- 水道事業水道部水道課長 こちらにつきましては、一応、企業会計の公営企業法の様式のほうで決められておるものがあるんですけど、それに基づいて、今、記載をさせていただいております。そうした中で、一度少しわかりやすい方法を今後検討させていただきたいと思っております。実際に結果として記載できるかできないかは一度確認してみないとわかりませんので、一度検討させてい

ただくことでよろしいでしょうか。

- 牧野委員 やっぱり見やすいのがいいんで、細かいのはいいんですけども、書いてもらいたいということが1つ要望です。

6ページに戻りまして、3番、営業外収益の(2)長期前受け金戻入1億1,800万円というのがありますが、これはどういうもので、どこにほかに明細が出てくるものですか。

- 水道事業水道部水道課長 長期前受け金戻入といいますのは、過年度に補助金とか、負担金とか、交付金とか、受贈財産の評価額とか、受贈財産を過去に当然収入しております。そうした中で、その負担金等で取得した資産に対しまして、当然、毎年度、減価償却が発生いたします。その減価償却に、例えば100万円取得価格がありますと、負担金が10万円あると、その100万円の減価償却の率に応じて収入した分担金等、そういったものの比率に合う、基本的にいうと、減価償却の見合い額を毎年度戻入していくと。それが長期前受け金戻入でございます。

- 牧野委員 分担金、負担金の減価償却見合い分が1億1,800万円あったと。これをどこかに何か別表でぼんと入れてもらおうとわかりやすいということも要望しておきます。

それから、6番、特別損失の下から2つ目、その他未処分利益剰余金変動額というのが6,400万円出てきますが、これはどこのデータに基づいて出てくるものですか。

- 水道事業水道部水道課長 こちらにつきましては、減債積立金と建設改良積立金を合わせました6,400万円でございます、8ページ、9ページの剰余金計算書の利益剰余金当年度変動額の減債積立金の取り崩し額400万円と建設改良積立金の取り崩しの6,000万円を合わせた6,400万円でございます。

- 牧野委員 結局、9ページの2つが400万円と6,000万円が出てくるんですけども、これもさっきからなかなか僕わからなかったんですけども、400万円がその他未処分利益剰余金変動額という名目で、機械及び装置の除却とは違う、この400は。

- 水道事業水道部水道課長 こちらにつきましては、資本的収支の不足額に対する補填財源として使用したものでございます。

○牧野委員　なかなか素人がぱっと見て、ちょっと企業会計と違うもので、よくわかりにくいんです。もう少しわかりやすく、ぱっと見たら、損益計算書とキャッシュ・フローを見たらぱぱっとわかるようなものをつくってもらわないと、これは素人ではわかりませんね。

それで、もう1つお願いしておきますが、12ページのバランスシートを見ていますと、現金・預金が11億3,883万1,183円。幾らお金があってもいいんですけれども、これで例えば企業債の繰り上げ償還というようなことをするとか、現金をたくさん持っているということは、安定、安全性ではあるんですけど、持ち過ぎというのは。たまたま出てきたんですけれど、これを何かうまく現金を使う、何て言うのかな、企業だったらこんなぽっと持ってないですよ。要らないお金じゃないですけど、何て言うのかな。そこら辺がよくわからない。これをずっとこうやって持ち続けているということなんですか。何かほかに使って償還を早くするとか、そこら辺の計画というのはあるんですか。

○水道事業水道部水道課長　こちらにつきましては、今、牧野委員が言われる企業債の繰り上げ償還というお話がございました。これにつきましては、昨年度、平成26年度の決算審査におきまして監査委員さんから、繰り上げ償還、例えば率の高いもの、過去に繰り上げ償還できた割と近い率の5%前後の利率のものについて、実際、繰り上げ償還したらどのぐらいもうかりますかという話がございまして、繰り上げ償還の試算をさせていただきました。そうしたところ、100万円程度というところ。そういった5%の前後のもので。

実際に、もともと地方債、企業債の位置づけを考えていただくと、当然議員の皆さんは御存じかと思うんですが、地方債を借り入れするというのは、逆に言うと税の公平負担と、うちでいうと使用料の公平負担にかわるものというふうに考えるところをすると、確かに高利のもので、例えば保証金が免除であれば、対応は考えてもいいのかなと、一部は。ただ、もともと使用料の公平負担という位置づけの企業債であることから、過去から留保資金が多くなっておるといえるのは、将来の大きな事業、今後進めていく基幹管路更新、今年度から配水管の改良計画も早急に、簡水からの老朽管等の更新を早期に

進めましょうという話の中から、8,000万円実際には配水管改良計画は資本的投資で増額しております。そういった今後の基幹管路更新と配水管改良工事の増額に伴いまして、当然のごとく、一部企業債の借り入れは考えてはおるんですけれども、当然、資本的収支の不足額が増加してまいりますので、その補填に使用させていただきたいと考えています。

○牧野委員 何となくわかりました。お金があることはいいことだなあと。

それで、12ページの続きですが、流動資産の(2)貸倒引当金が200万円です。上げてあるんですが、実際に不納欠損額とは違うのはどうして、これでいいんですかね。

○水道事業水道部水道課長 こちらに計上しております貸倒引当金というのは、翌年度、不納欠損の見込みといたしまして、額といたしまして200万円貸し倒れ引き当てを行っておるもので、当該年度の不納欠損額とは当然異なるものでございます。

○牧野委員 平成28年3月31日の不納欠損は翌年度の見込み額なんだ、これは。

○水道事業水道部水道課長 この貸倒引当金は、来年の予定が200万円ということで、引き当てを行ったということで200万円になっております。

○牧野委員 13ページの繰り延べ収益です。先ほどの損益計算書の長期前受け金戻入と関連してくるんですが、長期前受け金が53億円とぼっと出てまいります。その下に、長期前受け金収益化累計額というのがマイナス22億円ぼっと出てきますが、これも資料をいただいたんですけど、この数字の内訳みたいなのは一切出てこないような気がするんですけど、これは新会計年度でぼんと出てきたんですけど、ここら辺、もうちょっとわかりやすく決算書に入れるべきじゃないんでしょうか。

○水道事業水道部水道課長 私どもも実際に細かく、議員さんからお尋ねされるといけないので、数字等をメモしておりますので、今後、先ほど牧野委員さんがおっしゃられたことも含めて、全体ですね、何らかの形で直接の報告書とは別に、普通でいうと例えば別途資料みたいな形でわかるようなものを一度検討させていただいて、平成29年度の平成28年の決算のときには何らかの形でお渡しできるように少し検討をさせていただきます。

○牧野委員　　できましたら、2年分ぐらい併記してもらうとよくわかるんですけれども。

○水道事業水道部水道課長　　そのとおりです。前年度の数値の移動があって今年度の移動じゃないと実際にわかりにくいんで、それは基本的にいうと数珠つなぎになっていくんで、一番最初の年度はそういった形になりますけど、2年目以降というのは、前年度の資料がもしお渡ししてあれば、わかる数になるのかなあと。それは実際にそのとおりでございます。

○牧野委員　　本当にわかりやすく、よろしくお願いします。

15ページでリース契約による使用する固定資産ということで、2番に1年以内に532万円、1年超が1,225万円、これは何年リースと、どんな物件で、どういうふうにリースをかけているかという明細はどこに入っていますか。

○水道事業水道部水道課長　　現在、ちょっと手持ちでその資料を持っておりませんので、早急に調べて御報告させていただきます。

○牧野委員　　これも含めて、決算書を見たらぱっとわかるように入れてください。

それから、報告書のほうへ行きますけれども、18ページ、19ページで。18ページの中段なんですけれども、概況の説明がありまして、上から10段目、11段目ぐらいに、平成26年度決算をもとに年間有収水量等の推計により平成24年度の水道事業基本計画策定時に作成した資金計画を見直しましたと書いてあるんですが、この見直した資金計画というのは私たちはもらっていませんかね。

○水道事業水道部水道課長　　こちらにつきましては、平成27年の12月の建設産業委員協議会の折に、平成28年度から実施を予定しておりました、今現在実施しております、今年度から実施しております第3次配水管改良管計画、平成29年度から工事の実施を予定しております基幹管路更新工事の事業計画を委員協議会の折にお示しした中で、それだけの計画で多額の費用を使うに当たって、財政計画の財政シミュレーションを見直しして実際にできるものか、当然事業ができる財源計画を立てないといけないということで、シミュレーションを実施したものを建設委員協議会のおきにお渡しいたしました。

○牧野委員　　こういう水道というのは、建産にかかわらず……。

- 東委員　　これって全員配ってないか。
- 牧野委員　　あれとはまた違うんだよ。
- 水道事業水道部水道課長　　建設産業委員協議会の折に、第1次基幹管路更新事業と第3次配水管改良事業の計画説明の折に。
- 東委員　　これって全員に配るわけじゃなかったか。
- 牧野委員　　厚生文教をやっていたらわかんないの。いいです。19ページに行きます。関連で。もうじき終わりますから。

19ページの中段ですけれども、財政状況のウがありますけれども、そのウの3段目ぐらい、当年度純利益は1億5,600万円の前年度より5,000万円増加と。また、過去に資本的支出の財源に充てる負担金等の長期前受け金戻入1億1,800万円を除いた収支については3,700万円となるというふうに書いてあります。

減価償却はもちろん経費で落ちるんですけども、水道会計は税金を払っていませんよね。ですから、本当は税金が半分ぐらいなくなるのが、どんどんそのまま収益金として純利益で残って、それから減価償却はもちろん隠れた現金ですからどんどんそれも残って行って、非常に潤沢でありますけれども、ここの下の問題ですけれども、そこから資本的収支は消費税等を含んだ額で支出総額5億2,000万円となり、この財源は負担金9,600万円、分担金7,300万円で購入、不足額3億4,900万円は損益勘定留保資金2億6,000万円と。この損益勘定留保資金というのは、ちょっと僕よくわからないんですけど、これはわかりやすく、どういうことなんですかね。この損益勘定留保資金。

- 水道事業水道部水道課長　　こちらについては当年度減価償却費等でございますので、過年度分の損益勘定の留保資金。過年度までの留保資金でございます。実際には当年度の留保資金もございます。当然、減価償却費とか資産減耗費。それではなくて、過年度に留保された、損益勘定留保資金にたまった資金という意味合いでございます。
- 牧野委員　　見方が少しわかりましたので、あとはわかりやすくつくってもらえば結構でございます。
- 藤岡委員　　成果報告書の229ページに水道料金の収入率99.7%と載っている

るんですが、こちらの事業報告書の18ページの左下には水道料金の収入率が84.1%という数字が載っているんですけど、この違いは何でしょうか。

○水道事業水道部水道課長 84.1%というのは、3月31日現在の実際の収納率で、現年度分収納率が84.1%でございます。普通、一般会計でいう出納整理期間5月31日、私どもでは純現年も含めてというところでの5月31日現在の収納率といたしまして現年度分の99.7%ということで、主要施策の成果報告書のほうには一般会計等に合わせまして99.7%、5月31日現在の収納率を掲載しておるものでございます。

○藤岡委員 口座振替はどのぐらいのパーセントなんですか。84.1%ぐらいの方が口座振替なんですかね。

○水道事業水道部水道課長 平成27年度末で83.3%でございます。

○藤岡委員 次、もう1つ、27ページのところに、ほかのページにもありますが、県水依存率が平成26年度40.1%で平成27年度37.4%、減っているんですけども、減っていていいことだと思うんですけども、最低どれだけはとらなきゃいけないとか、そういうのがあるんですか。どのぐらいまで減っていていいんでしょうかね。

○水道事業水道部水道課長 基本、どれだけ減ってもいいのはなくて、逆に、実際自己水、井戸からくみ上げるほうの揚水のほうの規制はございまして、そちらに関していいますと、愛知県のほうの広域管整備計画の中では1日最大1万2,800トンにしなさいという指導がございまして、私どもの江南市水道ビジョンでは平成38年度に1万2,800トンのくみ上げまで自己水を減少させるということで、それに伴って逆に県水の使用量がふえてまいるというところでございます。

○牧野委員 関連で、成果報告書の229ページ。この229ページの今後の施策展開の方針の一番下ですけれども、水道事業の経営基盤強化と適正かつ効率的な経営を維持するため、料金のあり方を含む経営方針等について継続的に審議する経営審議会の設置を検討すると書いてありますけれども、これはするのか、今、どんなメンバー、どういうふうにするのか、ひとつこら辺の予定を。

○水道事業水道部水道課長 今のところ、もともとこれは総務省さんのほう

から公営企業に対しまして、平成32年度までに経営戦略をつくりなさいと。その経営戦略というのは、公営企業が将来にわたって安定的に企業を継続していくための中・長期的な経営の基本計画をつくりなさい。中身でいいますと投資とか財政計画が中心で、その内容といたしましては、投資資産と財源資産をもとにいたしまして、投資以外の経費も含めた上で収支が均衡するよう調整した収支計画をつくりなさいと、こういった資料が入っております。

これを実行していこうという段階におきまして、実際、先ほど私どもが申し上げました大事業、資本の投資のほうで基幹管路の更新であったり8,000万円増額いたしました第3次配水管改良事業、そういったところを踏まえまして、今後、現在は内部留保が少しございますので、まだいいのかなとは思いますが、そういったところで、今後の事業計画からいくと、多額な資本的収支の不足が出てまいりますので、内部留保を取り崩していくこととなります。そうしますと、その後の資本投資に係る原資がなくなりますので、水道料金の改定を考えていかないといけません。

そうした中で、この経営戦略も平成32年度までに策定でございますので、実際に水道料金の、先ほど成果報告の中でもお話しいたしましたが、平成27年度に平成26年度の決算ベースで実際に財政シミュレーションを見直しました。ことしも同様に平成27年度の決算ベースで、給水収益等の平成26年度の推計が少し乖離が生じておりましたので、その給水量の推計を一部見直しまして、できる限り現状に割と近い形の推計に今見直しの作業を進めております。

そうした中で、その結果を踏まえまして平成32年度までに経営計画を策定する。当然、水道料金の改定時期も、おのずとシミュレーションによって決まってまいります。その水道料金の改定の時期に合わせて、経営戦略の策定であったり経営審議会の設置を考えていきたいというふうに考えておるところでございます。

○委員長　　よろしいですか、皆さん。

暫時休憩します。

午後 2 時53分　　休　　憩

午後 2 時53分　　開　　議

- 委員長　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。
質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。
暫時休憩いたします。

午後 2 時 54 分　　休　憩

午後 2 時 54 分　　開　議

- 委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。
議案第103号についてお諮りします。
初めに、利益の処分についてを採決します。
本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、決算認定についてを採決します。

本案を原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成につきましては、正・副委員長に御一任いただき
たいと思いますので、よろしくお願いいたします。

暫時休憩します。

午後 2 時 56 分　　休　憩

午後 3 時 10 分　　開　議

- 委員長　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

行政視察について

- 委員長　続きまして、行政視察についてを議題といたします。

この件につきましては、去る 6 月の委員会におきまして正・副委員長に一
任していただいておりますので、そうしたことから検討した結果を本日御報告させて

いただきます。

まず、最初に日程は10月25日火曜日から10月27日木曜日までの2泊3日です。

視察先と調査内容につきましては、10月25日火曜日は千葉県船橋市で液状化等被害住宅再建支援事業について、翌26日水曜日は、午前中に名取市内の視察を予定しております、午後からは亙理名取共立衛生処理組合、所在地といたしましては宮城県岩沼市でございます岩沼東部環境センターぽぽかについて、そして最終日の27日木曜日は福島県相馬市で復興計画の進捗状況及びふくしま産業復興投資促進特区についてをそれぞれ調査いたします。

このような内容で進めていきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。

それでは、よろしく願いをいたします。

なお、詳細な資料につきましては、来月中旬までには事務局から届けさせていただきますので、視察当日にお持ちくださるようお願いいたします。

また、今年度の視察は事務局から1名が随行いたします。

常任委員会の研修会について

○委員長 続きまして、常任委員会の研修会についてを議題といたします。

この件につきましては、6月の委員会でも議題とし、御意見や御提案をいただいておりますが、決定には至っておりません。日程や研修テーマについて、講師や何か適切なテーマがございますでしょうか、お聞きします。

どうですか、皆さん。

〔挙手する者なし〕

○委員長 御意見も今のところないようでありますので、今月中にもしありましたら、事務局担当者へ適切なテーマや講師、日程など御報告願えないでしょうか。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議もないようでございますので、そのように決めさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

また、テーマや候補者が出なかった場合は、正・副委員長に御一任いただきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

市民と議会との意見交換会について

○委員長 続きますして、市民と議会との意見交換会を議題といたします。

この件につきましても、6月の委員会において皆様方から御意見を頂戴し、その後調整させていただきましたので、その結果について御報告をさせていただきます。

藤岡委員のほうから、江南短大での意見交換会ということを知っておりましたので、その結果について事務局より御報告させますので、よろしくお願います。

○事務局 6月の委員会の中で、江南短大で学生さんを対象に、または学園祭でということをお話をいただいておりますけれども、学長さんとも、うちの議事課長、高田課長と一緒に伺いましてお話をさせていただきましたんですけど、学祭等での開催は、そもそも学生さんは全員何かしら役を持っていて仕事をしているので、学生との意見交換ということではまずできないかなということと、学生さん自身も学業とアルバイト等で大変お忙しいということで、なかなか開催したとしても参加していただくことがすごく困難ではないかと、そのようなお話をいただきまして、今のところ短大での開催というのは難しいのではないかとということで、そういった状態でございます。

あと、日程と会場のほうですけれども、布袋ふれあい会館の午前の時間帯ということで、11月5日の9時から13時までという形で押さえさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○委員長 ありがとうございます。

〔「何時から」と呼ぶ者あり〕

○委員長 9時から。

○事務局 準備等も含めて。

○委員長　　ということでもありますので、江南短大ということは、ことしはちよつと無理だということをお聞きしましたので、布袋ふれあい会館でやらせていただくということに決定させていただきますので、よろしく願います。

なお、このことにつきましては、事前に藤岡委員さんのほうには御了承を得ておりますので、よろしく願います。

それでは、テーマについて皆さんにお諮りいたします。

先回、6月の委員会のおきにもお聞きしましたが、全体的なテーマにするのか、建設産業委員会に絞ったテーマにするのかといったお話がありました。どのようにさせていただいたらよろしいでしょうか、お諮りをいたします。

○藤岡委員　　参考までに、他の総務委員会と厚生文教委員会はテーマは設けられるんですか。わからないですか。

○委員長　　厚生文教さんにつきましては、今、委員会をやっておりますので、その件については、きょう決められるか、あした決められるかわかりませんが、総務に関しましては、きのう、おとついに終わっておるということでもありますけれど、まだ事務局のほうには報告を受けていないということでもありますので、よろしく願いたいと思います。

○古田委員　　ある程度は建産を中心にして、その他で……。

○委員長　　その他ということ。

○古田委員　　しないと、何かわからんようになってしまう。委員会としてある程度、主要なものは絞ったほうがいい。

○福田委員　　単独で委員会ごとでやるんだで、テーマはやっぱり建産の関係あるところから始めて。ぐちゃぐちゃになっちゃうもんな。

○委員長　　昨年、第4回といたしましては、委員会としましては、ごみ処理施設、ごみ減量について、地域の公共交通機関の整備についてといったものが。

第1回から第4回までありますけど、大体が同じ案件の公共交通のあり方とか、鉄道高架といったの、あとは江南市のまちづくりについてといった感じで、テーマがほとんど共通テーマみたいな形で出ております。

[発言する者あり]

- 委員長 全体的なことからいきますと、江南市のまちづくりについてといったテーマを入れておけば、ほとんど布袋だとか、ここの周りだとか、全て把握というかできるんじゃないかなとはいった感じ。
- 東委員 新聞で発表されておるでしょう、東のことが。
- 牧野委員 駅東ね。
- 東委員 中身はまだわからんでいかんけどね。これから計画書をつくってもらわないとだめだから。
- 委員長 二、三点、こちら正・副委員長に御一任いただきまして、あとは一般的な話では、その他という項目を入れさせてもらうということによろしいでしょうか。

[「それいいと思います」と呼ぶ者あり]

- 委員長 それでは、そういったことで進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。
なお、広報への掲載原稿や地区回覧・チラシの原稿につきましても、正・副委員長に御一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「お願ひします」と呼ぶ者あり]

- 委員長 ありがとうございます。
以上で本日の委員会の議題は全て終了いたしました。
以上で建設産業委員会を閉会いたします。

午後 3 時 20 分 閉 会

江南市議会委員会条例第29条第1項
の規定によりここに署名する。

建設産業委員長 稲山明敏